

## 平成24年度第4回青森県公共事業再評価等審議委員会 議事録

青森県企画政策部企画調整課

日 時 平成24年9月23日(日) 10:00～15:40  
場 所 青森国際ホテル 5階「芙蓉の間」  
出席者 青森県公共事業再評価等審議委員会委員  
委員長 武山 泰 八戸工業大学 工学部 教授  
委員 阿波 稔 八戸工業大学 工学部 准教授  
委員 長利 洋 北里大学 獣医学部 教授  
委員 木立 力 青森公立大学 経営経済学部 教授  
委員 後藤 厚子 公募  
委員 田村 早苗 青森大学 経営学部 教授  
委員 藤田 均 青森大学大学院 環境科学研究科 教授  
委員 松富 英夫 秋田大学大学院 工学資源学研究科 教授  
委員 山下 成治 北海道大学大学院 水産科学研究院 准教授  
青森県  
企画政策部 小山内部長、蒔苗企画調整課長 ほか  
農林水産部 樋口農商工連携推進監、北林農村整備課長、外城漁港漁場整備課長 ほか  
県土整備部 横森理事、井上整備企画課長、佐々木道路課長、白川河川砂防課長、奈良港湾空港課長、三橋都市計画課長 ほか

### 内 容

#### 1 開 会

司会(蒔苗企画調整課長): 時間の方、少し早いですけども皆様お揃いになりましたので、ただ今から、平成24年度第4回青森県公共事業再評価等審議委員会を開会いたします。

#### 《会議成立報告》

司会: 本委員会の会議は、運営要領第2第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となります。本日は11名中9名、後ほど、松富先生がおみえになりますけども、ご出席をいただくということになっておりますので、会議が成立しますことをご報告いたします。

松富委員におかれましては、電車の都合により若干遅れて出席ということになっております。

それでは、これからの議事進行は、委員会設置要綱の規定に基づき、武山委員長にお

願いいいたします。委員長、よろしく願いいいたします。

## 2 議事

### 《審議の進め方》

武山委員長：おはようございます。

日曜日の早朝からお集まりいただいて、前回、積み残した分がありまして10時開催ということになってしまいましたけども、ご了承いただきましてありがとうございました。

それでは、今日午後まで長時間にわたりますけども、本日の審議、全体の進め方から確認していきたいと思います。

まず再評価についてですね。県の対応方針案について委員会意見というものを決定したいと思っています。アウトプットのイメージということで事務局の方に雛形的に作っていただきましたけども、資料8をご覧ください。

資料8に案としてございますけども、諮問された内容について再評価に関する意見として、委員会の意見としてまとめることになっています。かがみとして全員のメンバーの名前を付けまして、1枚めくっていただきますと表紙、かがみが付いて意見となっております。

もう1枚めくっていただいたところで、1ページとなっている所で事業、今年度18事業について審議を進めてきましたけども、その右の方の欄ですね、公共事業再評価等審議委員会意見という所を委員会意見としてまとめます。

詳細審議に回った所以外は、7事業ありましたけども継続と、対応方針案どおりの継続ということで既に委員会意見として記入していただいております。

本日、詳細審議に回った11事業、網掛けとなっている所について、計画変更、中止というものがありますけども、県の対応方針案に対して委員会の意見としてまとめていくこととなります。

前回、ある程度まとまる所があれば道路事業についてまとめようかと思ったんですけども、特に夏泊公園線の方で意見をいろいろいただきましたので、今日、午前中に道路事業だけまとめて審議の方を進めていきたいと考えているところです。

他の事業課の方は、今日、午前中は来ていただいておりませんので、午前中については道路事業についての集中的な審議になるかと思えます。

今日、あとは事後評価ということを行わなければいけないということで、午後からになります。事後評価を行います。

これは、事業完了後5年経過したものについて事業効果とか環境への影響等を確認して、必要に応じて改善措置を検討していただくとか、あるいは今後、同種の事業を進めていく計画等に反映していただくというために、数を絞っていますけども、例年、4事業程度について事後評価ということを進めてきているところで、本年度も事前に資料を送付していただいているかと思えますけど、4事業について事後評価を行っていき

と思っています。

午後、道路事業以外と事後評価も含めて。あと、来年度、事後評価の対象事業というものも今日、決めたいと思いますので、長時間になるかと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### 《平成24年度第2回青森県公共事業再評価等審議委員会に係る質問事項に対する回答について》

武山委員長：それでは、道路事業の詳細審議に入る前に前回までの質問事項の中で回答が1つ残っているということで、防災公共についてですか、後藤委員からあった質問で、担当課の方から回答をお願いしたいと思います。

整備企画課から。

整備企画課：整備企画課でございます。よろしくお願いいたします。

資料7になります。

後藤委員からの「防災公共推進計画」に係る基礎調査結果について、ということで、「第2回委員会にて秋頃には計画策定の対象となるモデル地区が決定される」との回答であったが、第4回委員会では可能な範囲で具体的な対象地区名を挙げていただきたい。また、農道・林道等の防災機能調査結果等から、避難路・輸送路として活用可能な路線が明らかとなった場合には、他の路線との代替可能性を含めた当該地区毎の全般的な道路状況についての補足説明を伺いたい。」ということでした。

回答ですが、今年度は下記の防災公共推進計画策定モデル市町村を選定いたしました。

地区名で、東青地区、平内町・蓬田村。中南地区、黒石市・西目屋村。三八地区、八戸市・階上町。西北地区、中泊町・鶴田町。上北地区、三沢市・おいらせ町。下北地区、大間町・風間浦村。以上の12市町村でございます。

それから、農道・林道等の道路法上の道路以外の様々な道路は、その道路本来の目的に応じて整備・利用されているところですが、災害時、緊急的に避難路・輸送路として活用可能であると判断される場合には、積極的に活用することとしており、代替路の可能性などについて、現在調査を行っているところです。

今後、防災公共推進計画を策定する中で地域の道路状況を踏まえ、具体的に検討して行く予定となっております。

以上でございます。

武山委員長：ありがとうございました。

ただ今の資料7、防災公共についての説明に対して、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。後藤委員、どうでしょうか。

後藤委員：説明ありがとうございました。

代替路の可能性などについては、現在、調査を行っているところだというお話なんですけれども、今年度のこの事業の再評価の対象地区となっている部分の路線ということ

に関しては、緊急輸送路だとか代替路だという所で、事業の大枠に変更とか関連する部分というのはないのでしょうか。

武山委員長：ただ今の質問に対して

整備企画課：今、農道・林道、調査中ございまして、要は利用可能となるかどうかはまだ結果が出ていません。その調査結果が出ましたら、今、再評価に挙がっている事業との関連性についても、今後検討していくこととなります。

後藤委員：追加でご質問しましたのは、前回の会議の時に平内の方の道路ですとか、計画の見直しということも含めて視察に伺っておりますので、そうした所が、町道林道との関わりで緊急路としてきちんと機能するかどうか、冬季の閉鎖というものをするか、しないかということに関しても、町長さんの方からご説明があったんですが、県の認識とずれている所が若干、前回の委員会の時にあったかなと思いましたので。その辺についても、今、検討中ということなんでしょうか。

整備企画課：はい、これから検討して参る予定です。

武山委員長：よろしいですか。その他、ございますでしょうか。

特になければ、先に進めて参りたいと思います。

#### **詳細審議地区（道路事業）に係る審議及び委員会意見の決定について**

武山委員長：それでは、ここから道路事業について、詳細審議地区に回った方について、委員会意見として取りまとめていきたいと思います。

これまでの議論、質問等を含めて、それぞれの議論について問題点と思われるような箇所の方を事務局の方で一覧にまとめていただきました。

資料番号は付いてないですけど、ただ今、配布していただきましたけども、これまでの説明含めて、主な問題点ということ。あと、右側に、私の方ですね、たたき台ということで案を書かせていただいております。

7事業ございますけども、番号順に進めていきたいと思います。

#### **《詳細審議（整理番号5番）》**

武山委員長：それでは、まず5番の夏泊公園線ですね。県道改築事業について、前回これは現地調査を行って意見聴取を行った箇所です。

前回、ある程度意見案ということで、委員会意見としてまとめようかと思いましたが、いろいろ質問等が出て、本日の委員会で方針を決定したいということで、私の案の所も特にここは入れておりません。

ここについて、前回までの意見等をまとめますと、費用対効果、このB/Cの分がB評価ということで減少している。あるいは、修正B/Cじゃないと1を切っているところで、事業の総合的な評価ということで県の考え方を示して欲しいという、この箇所、B/Cが修正しない状態で1を切ったものは進めるという、その部分について

どのように考えるかという点かと思えます。

あと実際、現地を見て特に今の見た箇所について言うと、結構、幅広く進められていて、堆雪幅を結構とっているということで、その必要性のあたり。あるいはコスト縮減の可能性がないのかという、そのあたりの所に若干疑問が残っていたのかなということだと思います。これらについてもう一度県の方から説明いただいて、再度、議論していきたいと思えます。

それではまず、事業の総合的評価について、県の考え方を示して欲しいという意見について、事務局の方からの説明も少し不足していた分があったのかと思えますけども、統一した考え方で進めていくという上でも改めて事務局の方から再評価の審議の進め方ということでご説明いただければと思えます。

事務局：それでは、再評価の考え方といったものをご説明させていただきます。

別紙で綴っているものが用意されてあるかと思えます。「委員会における再評価に係る審議方法等について」というペーパー、1枚ペーパーでございますが、よろしいでしょうか。書いてあるものに沿ってご説明いたします。

再評価につきましては、各事業の所管部長が行うことになっておりますが、それを行う際には、ここに書いてあります から までの5つの指標、これについてA B Cの評価を行うということになっております。

その上で全ての指標がA、またはBである場合に調書の方を見ますと総合評価という言葉、対応方針案の部分になりますが、そこにおいて「継続」ということを選択できるという形になっております。

まずC評価があると継続は選べないというようなことになっておりました。この辺のことにつきましては、春にお渡しいたしました緑色のファイルの中の後ろの方に資料集がございます。その資料集の16ページから19ページに公共事業再評価に当たったの点検・評価基準というものが書かれております。ここにあるような形で各項目を評価し、その小項目を評価した結果をもって中項目なり積み上げて大項目の評価となります。最終的に19ページにあります総合評価の欄の継続なり計画変更といったものを選ぶという形になっておりました。

こうした所管部局によりまず評価を受けての再評価審議委員会ということになりますと、当然ながら各部局、事業をやっているものが行っている評価、その妥当性を審議していただくと。当然、妥当ではないんだというふうに判断されるような場合には、妥当ではないという意見を付していただくという形になるうかと思えます。

実際の審議方法というものにつきましては、当然ながら細かな定めというものはございませんので、現在の審議、これまで行ってきた手順、これをベースに改めてご説明を簡単にするために所管部長の総合評価が継続の場合、この場合を細分化して書かせていただきました。 、 、 です。これは実際は、今のやり方ですと、 、 、 全て一緒に行っているという形ですし、また、ここに挙げたもの以外のやり方もあろうかと思

いますが、単純化のために分けています。

手順的にというか、考え方からいきますと、 、最初の段階ということで、所管部長の評価結果の妥当性を個別に検証するわけです。各部長がどういうふうに考えて、そこはAとしたのかと。何故Bとしたのかといったことについて検証をしていただくことだろうと思います。

それを受けて、委員会として各指標の評価結果、A B C、これはいいんだろうかと。各部局、所管部局がやった評価が「正しい」、「いや、間違っている」といったら意見をまとめるということになるだろうかと思います。

その次の段階として、じゃあ全体としてどうするかという作業になるわけですが、全ての指標がA評価ということになれば、これは原則として附帯意見というようなものは付かないだろうというふうに考えております。

ただ、施工に当たって留意すべき、環境に配慮すべきとか、そういった形の留意意見といったものが付けられる事例はこれまでもございました。

更に になりますが、評価結果にBがある場合、もしくは委員会においてAだったものがBに変わる、というような話になるような場合ですが、B評価があってもなお継続するというふうに所管部長が判断した理由、もしくは委員会の中でBが付いただろうというふうな意見が出た場合に、それであっても継続したいとする理由というものを改めて聴取するなりしていただいて、考え方の妥当性を検証していくということになるだろうと思います。

今回の場合、継続する場合だけの例でご説明させていただいておりますが、Bがあっても継続するということについて、全ての指標を横並びに見て総合的に判断、総合評価をしていただいて、必要に応じて附帯意見といったものを付けていくということになるうかと考えております。

一応、注意書きといたしますが、個別事業に係る附帯意見というものだけではなくて、これまでの例ですと、全般的な事項に関する、昨年の防災公共、防災の考え方といった部分に対する附帯意見もございましたので、そういった附帯意見も付ける場合も当然あるうかと考えております。

再評価に係る審議方法等々についての説明は以上です。

武山委員長：ありがとうございました。

ただ今の説明に対してご意見、質問等があれば受けたいと思いますが、よろしいですかね。

これは暫く続けてきて、多少もどかしい所もあるんですが、与えられた事業を個別に評価して欲しいということで、他にこういう方にもっと力を入れろとか、もっと重点的みたいな意見も当然、多少、枠を超えていろいろ意見を出していただくことは良いかと思いますが、原則としては、個別の事業について、ただ今の県の側で行った評価について疑義がないかとか。あと、総合的な評価として継続すべきという、あるいは県の示し

た対応方針案について、それが妥当であるかどうか、そこに対する意見をいただきたいということになっているか思います。

それでは、夏泊公園線についてですが、現地調査を行って、1.5mということで堆雪幅を整備していったわけですが、前後の区間ではそれが取れていない箇所とか、あるいは全体として整備方針の中で堆雪幅の必要性をどういうふうに考えているかというあたりで多少明確でなかった所があるかと思しますので、夏泊公園線の道路整備の方針、堆雪幅の有無によるコスト原価の比較などについて、道路課の方から追加的な説明をお願いしたいと思います。

道路課：おはようございます。道路課の山本です。

それでは、現場視察していただきました夏泊公園線の事業につきまして、改めて概略をご説明したいと思います。

再評価調書を見ながらご説明できればと考えています。

再評価調書、整理番号 24 - 5 ですが、その説明資料でございます位置図等を見ながらご説明したいと思います。

繰り返しになりますけども、夏泊公園線の位置付けとして、夏泊公園線は、浅虫夏泊県立自然公園である夏泊半島を周遊する路線であります。先日の現場視察において、平内町長などからお話があったように、これが半島周遊の唯一の路線、地域住民のライフラインであるということから、路線上の安全で円滑な交通の確保というものが求められております。

現場視察でも話題になったんですが、東滝工区を示しておりますが、その南側にも幅員が狭い箇所があるんじゃないかというようなお話がありましたが、勿論、道路管理者としてはこの区間についても、東滝工区同様に幅員を確保したいと考えております。

ただ、この区間の整備については以前から課題となっているんですが、共有地などがあるということで、用地取得が困難であるということがありまして、現在においても事業化に至っていないという事情がございます。

県では、これらのことを考え、道路事業や事業化の見通しなどを本路線の中でいろいろ各工区事業を行っておりますが、それらの各工区との調整を行いながら事業化可能な区間について順次着手しております。

今回のこの事業につきましては、そういう状況の中で平成 10 年度に採択され、28 年度の終了を予定して事業を行っております。

堆雪幅などを含めます道路構造につきましては、標準横断図にございますようになっております。青森県では、県が管理する道路で道路改良事業などを実施する場合には、本県が積雪寒冷地であるということと、冬期交通の確保並びに効率的な除雪が行えるということを優先に道路構造令等に基づき、事業の実施に際しては堆雪幅の設置を行ってきております。

冬期間除雪しない区間を除きまして、除雪がある道路につきましては、全ての事業に

において堆雪幅を設置してきております。

しかしながら、事業計画を立案する際には、これらの必要な機能を確保しつつも、コスト縮減には努めなければならないと考えております。

当該工区につきましても、既設の山側の擁壁を活用するという事を考えておりまして、これを活用して海岸部に擁壁を設置するという事で、山側斜面における対策工事を回避することによってコストの縮減に努めているということでございます。

また、擁壁を冲出しするという事は、必要な幅員を確保するという事もございますが、現場でもご確認されたと思いますが、落石の痕跡等がありましたが、山側から幅員が確保されるということは、山側からの落石に対する影響をある程度回避できたり、ここは海岸に面しておりますが、冬期間、波浪がよく発生しております。波浪によって波が越波して道路に越波することによって交通への影響などが出ておりますが、これらに対しても影響を低減することができるということで、より一層の防災力が高まるのではないかと考えております。

そういうことで、現場視察を踏まえた補足をしましたが、もう一度再評価調書の2ページに戻っていただきたいのですが、B/Cについてです。

第2回の委員会でも議題になったんですが、費用便益比率の判定ラインということもございまして、その辺についてちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

事業者としては、B/Cは地域修正係数などを考慮した上で1.0を超える必要があると考えております。

新規事業を行う際には、我々はB/Cが1.0を超えたものを採用しております。

ですので、近年着手された事業については、地域修正係数などを考慮した上で1.0を超えたものが事業化されております。

逆に言うと、1.0を切っているものは、新規事業としては、最近では採択しておりません。

しかしながら、B/Cマニュアルが改定されたり、交通量の推計値が低い方向にセツトされたり、そういう影響がありまして、来年度以降も地域修正係数などを考慮したB/Cが1を満たさないもので再評価委員会にあがってくるものも、出てくるものも想定されます。

事業者としては、コスト縮減を行い、事業の見直しなどを行いながらB/Cが改善されるよう努める考えでございます。

最終的にそれでも1.0に満たない場合、これがまさしく総合的な評価により、対応方針を提案し、この審議会においてご審議いただくことが重要ではないかと考えております。

これで夏泊公園線も含めまして、これまでの補足をさせていただきました。

武山委員長：ありがとうございました。

それでは、夏泊公園線に対して、県の方では継続ということで対応方針案を出してきておりますが、委員会として、これに対してどうしようか？ということについて、ご意

見があれば伺いたいと思います。

附帯意見を付ける方向も含めて、ご意見をいただければと思いますが。

どなたか、ございますでしょうか。木立委員。

木立委員：前回、こういう形で申し上げたかったんですが。

ネックになる箇所というのがあって、その箇所を特に解消する形で足りるのではないかと、これは、前回申し上げました。

今回の工区というのは、その箇所を含んでいないんですね。ということで、もっと問題箇所から先に工事を進めるといってもあると思うんです。前回の平内町長などの話によると、スクールバスを通したりとかということで、非常に重要な機能を持っている道路なので、そのスピードを早くしたりとか、冬期に閉鎖になる可能性を少なくするためには、別な区間からスタートするというようなことも考えられると思うんですが、この間視察した所では、割と工事が進んでいる所は真っ直ぐな所から進んでいるということがあって、仮に、ここの委員会の役割とは違うかもしれませんが、長い目で見た時に、こういった勢いでずっと公共事業が続いていけるかどうかということが分からない時に、問題になっている箇所だけ残って、そうでもない箇所だけ通ってしまうというようなことで、長く放置される可能性もあるわけですね。ああいう所は早く解消した方が良くと思うんですが。そのあたりを教えていただきたいんですが。

武山委員長：道路課の方から。

道路課：今の説明の中でも若干触れましたけども、問題になっている箇所というのは、手前の狭い所だったと思うんですが。あそこは共有地ということで、前々から問題にはなっているんですが、用地が取得できないということで手付かずのままです。

じゃあ、それをそのままにしておいて良いのかという問題はあるんですが、そうすると用地を取得できないとなれば、じゃあ、どういう方法があるかということになると、海に出るか山でトンネルを掘るかしかないわけですけども、現場視察に行かれる際に、一部、トンネルも通ったと思いますが、夏泊公園線、今でこそ大分良い道路に見えるんですが、あれも過去ずっと整備を続けてきて、悪い所をどんどん無くしていったので、今の所だけちょっと目立つような所があるんですが、実は元々ひどくて、今の狭い区間を何らかでやろうとすると、用地を買えないという前提でものを考えていくと、相当大規模な工事になると考えられます。

ですので、とりあえず今の工区を先にあげていくと、いずれその問題も必ず出てくるんですが、その時にそういう大規模な工事を起こしていくのか、それとも用地的な解決方法が他にあるのかと。共有地というのは、なかなか用地買収ができませんので、相当難しいところがあるんですが。それはいずれ考えていかなければならないと思っております。

木立委員：その手前の箇所が困難だということは了解いたしました。

バスが入っていけなくて、遠くから見ているカーブの所がありますよね、先の曲がる

のが厳しい所が。

道路課：夏泊公園線ですか。

木立委員：見た所からかなり先の方にある曲がっている所が、急カーブがあります。今のだと、こっちの方からどんどん進めていくんじゃないかと思うんですが、あそこのカーブはかなりネックになっているというお話もあったので、あそこだけ早く解消すれば、もう少し全体として便利になるんじゃないかというふうなことを思ったんですが、そこをちょっと教えてください。

道路課：ネックになっている箇所、工区の中、遠くで見て車のすれ違いが、あそこは今の工区の中になっていますので、工事に着手する際には、なるべく早くそこから着手するような形で少しでも効果が出るような施工法を考えたいと思います。

武山委員長：よろしいでしょうか。

他に。山下先生。

山下委員：時間をとって長引かせる気はないんですが。この前帰って考えたのは、この事業は道路整備の話ですよ。しかしながら、基本的に落石対策だったら、治山事業の方じゃないですか。そこがちょっと分からない。

武山委員長：そのあたりについて。

道路課：道路なのか治山なのかというのは、我々、事業をやっているだけでもよく問題になるんです。

現実問題としては、道路管理者として管理者が誰であっても、山から石が落ちてきて、何らかの被害が出ると道路管理者の責任が問われるという現実もございます。

そういうのもあって、道路に隣接する斜面というのは、概ね道路管理者の方がやっているんですが、その斜面がもっともっとずっと上にのぼるようなものとか、地すべりとか、そういうふうなものは治山と協力してやっているような例もございます。

山下委員：北海道の例でちょっと事情は違うと思うんですが、(重大な)治山整備に関わる問題となれば、用地買収に関しては、地権者がどこにしようが何をしようが、強制撤収(買収)できる。それをやらないと公共に対する利便効果が安定的に発言しない。だから、そういうことができるとすれば、夏泊線の本事業のB/Cの「C」の部分が物凄く変わっちゃうと思うんです。(となれば、事業の評価ランクが変化するので、)その辺の所は青森の基準ではどうなっているんですかね。

道路課：治山だから収用したというのは、ちょっと道路整備上ではないですね。

山下委員：分かりました。

武山委員長：藤田先生。

藤田委員：藤田ですが。

私も地元の意見でも、かなり危ないというような、転石が危ないということなので、計画自体よく分からないんですが、そちらの方の、例えば網を掛けるなり、擁壁を、擁壁というのは、崖側の、山側の擁壁なんです、それを加えらるるとか、そういうものを是

非計画に入れて、予算の範囲内でだと思いますが、それをしっかりやらないと、道路をいくら整備いたしましても、転石が落ちてくるといったようなことが凄く心配されますので、その辺はどうなっているのかお伺いしたいんですが。

武山委員長：お願いします。

佐々木道路課長：道路課長です。

今回の事業は道路整備というのが主眼でございます。確かに、藤田先生がおっしゃるように山側の斜面の問題もございます。それは、事業種別の中で災害防除工事というのでもございまして、その前段で、私、前にも喋りましたけども、ソフト対策として防災点検をやっておりまして、その防災点検で異常が、いわゆる異常が見られるかどうかの毎年点検をやっておりまして、その異常が見られた時には点検に基づいて整備といいますが、災害防除による工事で法面を直していくというふうな順番をしております、一気にそこに、なかなか事業費をそこに集中的に投資できないものですので、周りとのいろいろな、他の所の県内の斜面を見ながら、そこにいつ手当てをするかというものをソフト的に現場のカルテを作って斜面の管理をしているというふうなことでございます。

藤田委員：最後にしますが、点検という話は確かに伺って、それが全部できないと。点検といってもいろんな範囲が広いというようなことで伺いましたけども、この前の地元との話し合いで。

だけど、ある程度もう、あそこを見ましたらば、鉄の網である程度覆っていたと思うんですよ。その網をもうちょっと強固なものに張り替えるとか補強するとかということは、点検なしでも全体的に危ない所を被せることは可能ではないかというふうに現場では見たんですが。

道路課：落石については、落石の大きさをどういうものに想定するか、高さをどういふふうにするかということで、網だけで押さえられないと。要は、その落石のエネルギーに耐えられるものを作るとなると、高さがあるものになると逆に山の対策に手を掛けちゃうと、お金が大きく上がるというのもあって、その辺を、兼ね合いを見ながらやっていきたいと思います。

ですので、今、課長が言ったとおり、点検においてやはり危ないというふうな、明日落ちるという危ないという意味じゃなくて、このまま放置すると危ないというものについては、委員が言われたような形で対策をやっていきたいと考えています。

武山委員長：その他、ございますでしょうか。

松富先生。

松富委員：下世話なことになるかもしれませんが、今は山の方ばかり言われておりますが、海の方からはいかがなものでしょうか。

先ほどの説明ですと、ここに張り出して、いわゆる越波が少なくなるというふうに言われましたけど、確かに沖に出すと堤防というか、防潮堤、海岸、護岸の天端高、高くしていましたので、低くなるようには見えるんですが、結局は有義波みたいなもので設

計しているはずなので、そんなに変わらないのではないかと思います。

道路課：波返し護岸の高さですが、沖出しして若干低くなっているようには見えませんが。

ここも越波すると、この全断面で波が被ります。ですので、沖出しして高さが若干下がっていますが、これによって少なくとも全断面に渡っての越波というのはある程度避けることができるのではないかと考えています。

松富委員：私は逆に見えたんですけど。私の記憶が間違っているかもしれませんが、沖出ししたのがゆえに天端を高くしていたというふうに私は記憶しております。

道路課：標準横断面では低くなっているようには見えているんですが、場所によっては、旧波返しが低いもので造られている所については高くなっていると思います。その波の天端高は、その辺の波の高さを考えてセットしていますので、ある程度の波の高さについては耐えられる高さでセットしています。

松富委員：私が言いたかったのは、要は崖の方ばかりではなくて、海の方もご注意願いたいということで、そういう配慮ですね。

その時にちょっと気がついた点は、先ほどのご説明はちょっと、ああいうふうにしたのがゆえに越波が減って、それによる交通阻害といいますが、それが減るといのはあまりないのではないかと。

基本的には、波の場合は有義波で設計していると思うんですね。有義波の考え方だったら、少なくとも10数%は絶対越えてくるはずなんです、波が。ですから、その中でちょっと矛盾したご説明があったような気がしたので。それは小さなことなんです。

多分、山、崖からだけでなく、海からもあって、年のうち何日間かは交通止めになるとか、そういう事象があるならば海の方も注意していただきたいということです。

道路課：分かりました。

武山委員長：阿波先生。

阿波委員：この5番の夏泊線、これも当然入ってくるんですが、それだけという話ではないんですが。私共がいろいろ事業を判断していく上で、例えば、今回のようなB/Cが1に非常に近いとか、そういった交通量だけが非常に支配的にならないような事業については、何か判断する、いろんな複合的に判断していく必要があると思います。その辺の何か情報整理というものはじめの段階でしていただけると、多分、ここまで（審議が）遅くならなかったんじゃないかと感じがしているんですね。

危険性の除去であったり、例えば、今回は落石とか、落雪、あとは波浪ですね。そういった様々な自然災害に対する危険性の除去、これが多分、今回の事業の大きな柱になったんじゃないかと思えます。それだけに、じゃあ、これまでの効率性とか公平性だけじゃなくて、青森県としてこういう考え方を持っている、例えば、地域防災計画、非常にこの道路は重要で代替がきかない。そして、やはりこういうふうなコスト、B/Cがあまり低くない範囲でできる限り災害に強い道路にしよう。そういうふうな基本的な考え方をはじめの段階で整理していただけると、何か凄く良かったんじゃないか

と思います。

今日、ここだけじゃなく、これからのことも含めて、そういったことも今後、触れていただければありがたいと感じました。

武山委員長：他にございますでしょうか。

よろしいでしょうかね、ご意見の方としては。

それでは、夏泊公園線についてですが、私案ということで入れておかなかったんですが、B/Cは修正しなくても1に割りと近いですし、今日、議論としては出てきていないんですが、残事業でみると修正しなくてもB/Cが1を超えているということで、私としては特に附帯意見を付けずに継続ということでどうかと思うんですが、それに対してご意見があればいただきたいと思いますが。

附帯意見、いろいろ考えられるところがありますが、個別に対して計画を見直せという段階にはないのかなと。

あとは、今、阿波先生の方から問題提起等がありましたが、従来、個別の事業だけで評価、確かにそれだけだとなかなか評価できない。全体の位置付けとしてどういう必要性かというところがやはり求められるのかと思いますが。個別に限ってということであれば、附帯意見を付けにくいのかなと感じているところですけども、ご意見があればいただきたいと思いますが。よろしいでしょうかね。

藤田先生。

藤田委員：附帯意見で馴染むのか分からないんですが。事業実施にあたっては、災害対策にも十分場所柄に気を付けるといったようなことがあった方がいいかと思いますね。附帯意見に馴染むのかどうか、ちょっと分からないんですが。

武山委員長：一般的になってしまっている部分もあるのかなという気がしますけど。

藤田委員：でも場所柄ということを入れれば、この地域の特殊性に考えますと、ここだけと言ってもいいのかなと。

武山委員長：課長さんから。

道路課：私の方は、勿論、道路管理の面からすれば、法面を気を付けなければいけないというのは、重々承知しておりますが、この事業そのものが道路整備という視点でございますし、斜面の方については、とりあえず擁壁があって、それを利用して道路拡幅ということになりますので、なかなかその道路整備の所に斜面の管理をどうのこうのとか、斜面に対応というところが入りますと、その分のコストがまた上がるということがありますので、できれば私共の方は、それは別な工事、いわゆる先ほど申しましたように災害防除工事というのがございますので、そちらの方の手当てということで、この道路整備に関するものについては、このままできれば、純粋な中身だけで判断していただければ非常に助かります。

以上でございます。

武山委員長：今の意見、多分、夏泊線、これからの残りの部分に対しての意見というこ

とがちょっと強いのかなという感じもするんですが。

いろいろ意見が出たように、他事業との組み合わせなり、あるいは意見聴取であった危険性に対するということであろうと、優先すべき箇所がどこになるかという、そのあたりも十分検討いただいて、今後、どちらかという他、この先の事業の進め方に対する意見なのかなと思うんですが。

よろしいでしょうかね。木立先生。

木立委員：委員長の方から既に腹案をお持ちの状態なので、どの程度反映されるか。先ほどの阿波委員からのお話もあったことは、私も思っておりまして、ここでは雪というものが非常に重要なウェイトを占めているわけですが、冬の雪が多く溜まっている時の写真がないとか。今日出てきた説明というものが、やはり最初の段階で欲しかったということ。

それから、現地視察にあっては、私は委員3年目で、大和沢ダムにしか行っていませんが、あの時、経験されている委員、他にもいらっしゃると思うんですが、あの時はある程度の資料を用意し、拡声器を用意して一斉にこの箇所はどうであるという説明が丁寧に行われたという記憶がありますが、今回の場合は、その地点でバスから降りただけで個別に「ここはどうなっているんですか？」という質問を、個々の委員が何回も繰り返したというようなことがありました。

こういった展開になったということの経緯というのは、やはり私だけが感じているのであれば申し上げなかったんですが、他にもやはり、他の委員もそういうふうに感じておられるのであれば、こういった事業に関しては今後とも十分な説明を行っていくというような、何か当たり障りのないような形で結構ですので、そういった文言をこの時代の要請に合わせて入れていただけないかというふうに思います。

武山委員長：他にご意見ありませんか。

それでは、今のご意見を踏まえて、次回ということになるかと思いますが、全体的な附帯意見という形で、藤田先生の意見も取り込めるようであれば、個別のこの箇所ということではなくて、附帯意見ということでまとめさせて、次回でよろしいですか。審議いただければと思いますが、よろしいでしょうかね。

他に意見がなければ、この箇所については県の対応方針案どおり継続ということにさせていただきます。

#### 《詳細審議（整理番号6番）》

武山委員長：それでは、続いて6番、整理番号6番に移ってきたいと思います。

南部町の櫛引上名久井三戸線ですか。これについては、あまりこれまでも意見等、追加の質問等出されていませんでしたけども、問題点としては、表にまとめたように進捗率が低い63.4%、そういうところですけども、説明がありましたように、今後の事業展開についてはあまり問題がないということで、県の対応方針案どおり継続とするという

ことで書かせていただきましたが、ご異議、ご意見等、ございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、整理番号6番についても対応方針案どおり継続ということにさせていただきます。

#### 《詳細審議（整理番号8番）》

武山委員長：それでは続いて8番、松代町陸奥赤石停車場線です。鱒ヶ沢の事業です。これについては、県の方から対応方針案として計画変更ということで出されております。

これも追加の質問等、ございませんでしたが、森林等、周辺環境に影響が多い部分を分離したい。当初計画からいうと、一部分のみを実行しますという形に計画変更したいということでしたが、これも県の方針案どおりでよろしいかと思いますが、ご意見があれば、よろしいでしょうか。

それでは8番については、県の対応方針案どおり計画変更ということで了承したいと思えます。

#### 《詳細審議（整理番号9番）》

武山委員長：続いて9番、岩崎深浦線ですね。これも現場見学でも見たいという話もあったんですが、ちょっと箇所的に遠いということもありますし、これから審議いただきますが、県の方としては計画変更を視野に入れてということで、あまり現地を見ても議論が深まらないかなということもあって、ここは現地見学から外しましたけども、県の方では継続。ただ、そこは最初に説明あったように実績には休止して計画を見直したいということになるかと思えます。

ここにありますように、継続ということで語感としては誤解を受ける感があると思いますが、附帯意見として、そこに書かせていただいたように「当該事業は、今後事業計画の見直しを進めるとのことから、現計画を見直した上で、事業再開前に改めて当審議委員会に諮ることを求めるものである」修正案は次回までにまとめていただきますが、そんな附帯意見を付けたらどうかと考えているところですが、これについてご意見があれば。

よろしいでしょうか。松富先生。

松富委員：これでよろしいかと思うんですが、この事業計画の見直しを進めるという、この時間スパンがよく見えないんですよね。そうすると、もっともっとまた遅れてくるということがあるので、このあたりの表現について、できるだけ早く進めるというようなニュアンスのものを工夫されたらどうかと。

武山委員長：分かりました。修正案、次回でいいですかね。

事務局の方。あるいは今日、道路課の方からありますか。なるべく早くというニュアンスを盛り込みたいかなという感じですけど。

事務局：今のご意見ということで、委員会として、早期に見直しを進めてくれというニュアンスでということであれば、それはこちらの方でまたここを含めます。

#### 《詳細審議（整理番号 10 番）》

武山委員長：それでは続いて 10 番の弘前田舎館黒石線、平川市、これについては、進捗率、これもある時期非常に予算が付かなかったということで、多くの事業が予算的な状況もあって事業が遅れていたという部分がありますが、今後の展開的には着実な進捗が見られるだろうということですね。県の方では継続ということを出してきておりますが、対応方針案どおり継続としたいという。よろしいでしょうか。

では 10 番は対応方針案どおり継続ということにさせていただきます。

#### 《詳細審議（整理番号 11 番）》

武山委員長：続いて 11 番、増田浅虫線、これも実際、向こうの町道から入る箇所とか、現状ではバスが入っていけないということで、入り口側というか、浅虫温泉側の一部区間しか見れないような状況でしたが。他に進捗率の状況とか。ただ、これについても、9 番の事業と同じように、県の方針案としては継続ということを出してきておりますが、実質上は止めて事業計画を見直したいということですので、9 番と同じようにですかね、私案としては全く同じ文章を書いておきましたけども、同じように早期という感じをニュアンス的に含めてもらう形で附帯意見を付けて継続ということでもとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

田村委員。

田村委員：現地調査に伺って地元意見も計画変更を了承し、計画変更後の内容もほぼ固まっています、その意見を私達が実際にお聞きしました。地元と県の不一致点は冬期閉鎖するかしなないかみたいなどころぐらいしかありませんでした。そこまで事は進んでいるのに、何故、県対応方針案が計画変更でないのかを聞かせてください。

道路課：方向性は現場でも見直してもいいというふうになっているのに何故、変更案が出てこないのかということだと思っております。

あそこの路線を例えば車線、幅員を大きく広げるわけではございませんが、所々にやはり退避所みたいなものを造らなければ交差もできなくなりますので、その辺の設計が、補足的な測量になります。測量したり、計画図入れたりという計画の図面を書いたりとなると、やはりそれなりに時間が掛かるもので、発注して作業して、それで成果を見て、打ち合せしてとなると、やはりどうしても半年ぐらいは掛かるもので、それに向けて地元の了解をもらってからということだったので、こういう形になってしまっています。

ですので、可能な限り早く変更案を出すということで、今、委員の皆様からご指摘をいただいているので、早く変更案を出せるようにこれからすぐ着手したいと考えており

ます。

佐々木道路課長：あともう1つ、あの図面を見ただけでは、道路の勾配がどうなるかというのはいけません。私共もしっかり分かりません。

道路の綺麗なルートに対して、現道がいろいろ曲がりくねった道路が形としては出てきているんですが、ただもう1つ道路を造る際に必要なのは、道路の勾配というものが必要になります。最急勾配がどのくらいになるのかというのを見ないと、なかなかそこに、ある意味、その勾配を道路が、車が走れるような勾配まで戻す必要がある区間もあるかもしれません。

その部分もありまして、結局、現場の調査をしっかりとしないと、方向性は、基本方針は出ても、やっぱり現場のきちんとした測量を踏まえないと、道路として機能できるかどうかということも、道路構造令に沿った道路になるかどうかというものをここではなかなかすぐには申し上げられませんので、まずもって調査をさせていただきたいということをお願いしたいと考えております。

武山委員長：松富先生。

松富委員：私がいけない間に議論があったのかちょっと分かりませんが。

ちょっと思ったのは、あそこは他の市道と繋がっているという、町道ですかね。それと繋がっているということなので、そういった所の今後の整備とも関連してくるような気がするんですね。そういうことで、この見直しにおいてやはりそのあたりの総合的に判断しながらというふうな文言が必要かなというふうに思いました。

以上です。

武山委員長：これは意見聴取の時もう既に現地の方も地元の方も1.5車線みたいな話も出されていて、大卒の方向性みたいなものは定まっているのかなと思いますが、多少、9番と差があるのかなということがありますので、ただ今の松富委員の意見等を含める形で、少し私の方で附帯意見を考えさせていただきたいと思います。

他にございますかね。

よろしいですか。

これについても、継続というか、言葉がないので休止は選べないということですが、実質上、現状の計画では進めないと、計画を見直してもらった上で早期にという話と、多少、9番と性格が違うところがあったと思いますので、そこをちょっと含める形で附帯意見を付けた上での継続ということにさせていただきたいと思います。

### 《詳細審議（整理番号12番）》

武山委員長：続いて12番の事業ですね。国道279号吹越バイパス、これも同様に進捗率が低いということで詳細審議に回ってきておりますが、B/C、そこにあるように、その他評価項目Aですね。ということで、今後については進捗が見込めるであろうということで、県の対応方針案どおり継続ということにさせていただきたいと思います。

それについて、よろしいでしょうか。

#### 《道路事業に係る委員会意見のとりまとめ》

武山委員長：それでは、原則、県の対応方針案どおりとした上で、総合的な附帯意見ということで、今日の意見を踏まえて考えさせていただきたいと思いますし、9番と11番については、現計画での進行はできないという意味での附帯意見ということをつけさせていただきたいと思います。

全体についてよろしいでしょうかね。山下先生。

山下委員：委員長の骨子案、支持いたします。

ただ1点、青森県の対応方針の案の項目なんですが、「継続」、それから「計画変更」、「中止」、ほかの1つの選択はないんでしょうか。例えば「休止」だとかは。

武山委員長：事務局の方から。

事務局：全体的なものとして「休止」というのは、今のところ制度上は選択できないと。「休止」の制度はある分野だけに限ってという形になっております。その辺の取扱いについては、1つのルールでしかないので、これをまた見直しして「休止」というものを作ろうかというようなことも議論をすることは必要、できるものだと思います。

山下委員：委員長の私案でもかなり苦しんでいるように見受けられるのですが、9番の事業が一番のネックになっていると思うんです。9番と11番は、結局この今の割り付け基準からいうと「継続」に入れざるを得ない事業になると。だから、「継続」に判定に入る事業は結構グレードが広く、そのままの事業計画内容でいっちゃえという事業と、完全に見直しが入っていて計画の重大変更に近い事業などが混在してしまう。この辺のところを上手く整理しておかないと、下手すると「休止」事業ばかりになっちゃうと反対に問題になってしまいますが（継続判定の意味が全く無くなる可能性があると思います）、（9番については）事業内容を見直して101号の所と整合性をとるとか、国道とかね。（11番については）先ほど、先生がおっしゃった町道との整合だとか。これはやっぱり慎重に検討しておかないと、今「継続」って判定しちゃうと、その言葉だけが一人歩きしちゃうような気がするんです。ちょっとここは配慮が要るような文言なのかなという感じで、それで質問させていただいたんですが。

武山委員長：それについては、この委員会内部で別枠で「休止」みたいなものを作る方向性もあるかとは思いますが、多分、外向きの説明としては「継続」とせざるを得ないということもあって、二重帳簿的になるのも変かなということで、附帯意見でそこは担保しましょうということで、従来も考えていましたし、それで継続できればと思っております。

次年度に向けて更にあれば、その件も改めて議論させていただければと思います。

藤田先生。

藤田委員：今のお話なんですが、私は「継続」として括弧して、例えば9番のようなも

のは、一部計画変更というものを入れられないかと思うんですが。いかがでしょうか。それもお任せしますが。

武山委員長：分かりました。事務局の方でちょっと対応、検討をお願いしたいと思えます。他にございますでしょうか。

それでは、道路事業については、ただ今のとおりまとめさせていただきたいと思えます。

事務局、この後、どうしますか。休憩は。

道路課の方に来ていただいておりますので、一部、午後に予定したものを先取りさせて進めていきたいと思えますが。

10分強ですかね、11時10分まで休憩をお願いいたします。

(休憩)

#### (5) 平成24年度事後評価結果とその審議について

武山委員長：それでは、再開したいと思います。

議事の方ですが、午前中は道路課さん以外の事業課の方に来ていただけていませんので、議事の番号でいくと(2)(3)(4)が後回しですね。という形になりますけども、事後評価ということに入っていきたいと思えます。

委員改選後、初めての事後評価ということになりますので、まず事務局の方から事後評価の審議について、どういうことを行うのかということの説明をお願いしたいと思えます。

#### 《事後評価の審議の進め方》

事務局：「委員会における事後評価に係る審議について」というペーパーをご用意しております。そちらの方、ご準備をお願いします。A4のもので。

それと青いファイルを今日、お渡ししておりましたが、その後ろの方に事後評価資料集というものが付いております。その1ページ目をお開きいただければと思えます。よろしいでしょうか。

事後評価につきましては、資料集の1ページに付いております実施要綱、これに基づいてやっておりますが、この内容につきまして若干ご説明をいたします。

事後評価につきましても、所管部長が行うわけでございますが、この要綱の第3の部分に対象事業が規定されております。ここに規定している事業について要綱の第5の部分にあります視点から評価を行っているという形になっております。

その結果を第1の目的の所に書かれておりますが、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に活かすということで、これは平成22年度から実施をしております。

昨年度の事後評価では、所管部長が対象事業の事後評価について審議を行いまして、ただ今説明しておりますペーパーの2枚目、3枚目の所に昨年度の委員会意見を添付しておりますが、ここにあるとおり委員会意見をいただいております。1番、2番、3番につきましては、評価結果概ね異論はないと。ただし、ということでご意見を、いわゆる再評価における附帯意見的なものをいただくということです。

4番につきましては、そういった附帯意見的なものを付けず異論がないというような形でまとめをしていただきました。

本年度の対象事業につきましては、平成19年度に事業が完了した事業、89事業ございました。これらの中から下の方の丸を付けて書いてありますが、事後評価対象事業選定基準というア、イ、こうした基準に該当する29事業をピックアップいたしまして、更にその29の中から所管部長が今度は事後評価資料集の3ページから始まっている実施細目、これのうちの第3の3項の所、4ページになるわけですが、4ページの中ほどの所にある3の部分ですね。ここに掲げてあります基準に基づきまして13事業を選定した上で昨年度の委員会において対象事業、4事業が選ばれております。その対象事業となったものが、恐縮です、これは今見ていただいている青いファイルの前の方に戻っていただきまして対象事業一覧というものが、1から4番までありますけども、4つ選んでいただいたということになっております。

この委員会におきましては、所管部長が行いました評価の内容の妥当性ですとか、再評価時に附帯意見が付いているような事業が対象になっている場合には、その附帯意見への対応状況等について検証をしていただきまして、必要に応じてその公共事業、施工する上での改善点といったようなことで意見をいただくということになっております。

審議方法については、詳細な定めはございませんけども、これまでは所管部長が行いました評価結果、いわゆる調書のまとめの部分ですとか、そこに至るまでの、当然ながらバックデータの部分、事業完了後の状況というものも調書の中に書いております。こうしたものの記載内容に対する質疑等々を行っていただきまして、最終的に委員会として事後評価結果に対する意見というものをご審議いただいております。

事後評価に関しましては以上の通りでございます。

武山委員長：ありがとうございました。

今日、今年度の事後評価ということで4事業についての審議と、議事の方でいうと(6)になります。来年度行う箇所、来年度に事後評価を行う対象箇所というものを今日、最後の方で審議させていただきたいと思っております。

ただ今の事後評価についての説明の中で、何か質問等があれば受けたいと思っております。藤田先生。

藤田委員：青いファイルの事後評価資料集の1ページ目なんですけど、その第1の所で、事後完了後の事業の効果、環境への影響等を確認し、と書いてありまして、特に私の専門の環境への影響等なんですけど、これは道路課さんとかというだけではなくて全体的な

話で申し上げたいんですが、どうもアンケートの環境等への影響が、アンケートによる評価しか入っていないんですよ。それで、1ページの最後の第5の(5)でも事業実施による環境の変化というものがあるんですが、これはアンケート以外にも是非何かやってもらいたいと思ひまして、その辺がちょっと弱いのかなという気がいたしました。

武山委員長：具体的にありますか。

藤田委員：具体的にというのは、だから全てですね。この4つの個別のやつをあつりますと、環境等への影響のあれないのと、アンケート以外はですね。それで住民からのアンケートの評価がありますが、しかも道路課さんじゃなくて違う所ですが、凄くアンケートの回収率が低い所があります。だから、そういうことをもって、全て環境等への影響を評価しているのかどうか、ということをも是非もうちょっときちんと環境への影響をやっていただければと思ひます。

武山委員長：それは多分、昨年までの委員会でもちょっと出ていた話かと思ひますが、あまりコストもかけずにとということもありますし、定量的に評価するのか、定性的なのか、定性的な範囲に留まってもいいので、ある程度、環境の変化全般についての記述とかをしていただきたいという話も、以前、出てきていたかと思ひます。個別事業でまた何かあればご指摘いただければと思ひます。

その他に。よろしいでしょうか。

### 《整理番号3番 国道改築事業/国道101号追良瀬バイパス》

武山委員長：それでは、道路課の方に来ていただいておりますので、事後評価、1件、道路課の分がありますので、それについて説明を進めていただきたいと思ひます。

青いファイルですね。箇所一覧というのが書いてありますが、番号が3番ですね。道路課担当の国道改築事業、国道101号追良瀬バイパスがありますので、それについて調書3に基づいて、道路課の方から説明をお願いいたします。

道路課：道路課です。

アンケートの概要ということでご説明します。

今回のアンケートにつきまして、先ほど回収率という話がございましたが、その辺もありましてアンケートを配布する際に各町内会を通じて配布しておりますが、昨今、プライバシーの問題もありまして、こちらの方からダイレクトメールで出してもなかなか回収できないという事情もございまして、深浦町役場の方に出向きまして、深浦町役場の方に町内会を通じて配布してくださいということでアンケートの依頼を掛けております。

事業者などについても、深浦町の方に推薦いただいた方々にこちらの方から、これについては文書を送付してアンケートに答えていただいております。

そういう形でアンケートをやったところ、今回の分については回収率66%ということになっております。

それでは、アンケートの詳細を担当の方から説明させます。

それでは、アンケート結果についてご説明させていただきます。

国道 101 号追良瀬バイパスということで、

武山委員長：すいません、事業の概要をもうちょっと。

道路課：事業の概要ですね。

武山委員長：簡単でいいので。

道路課：追良瀬バイパスの事業ですね。

そうしますと、まず事業の概要ということでご説明させていただきます。

これは、今現在、これまで説明、再評価の議論の中でも出ておりましたが、西海岸部、位置図が書いてありますが、西海岸部の国道 101 号という所のバイパス工事ということで、延長が約 2 キロ強、2.4 キロですね。このバイパス事業として整備されたもので、事業着手は平成 3 年度でございました。工事着手が平成 5 年度になりまして、事業完了は平成 19 年度ということになっております。

これは当時、国庫補助ということで、国の補助事業ということで事業を進めておりまして、平成 12 年度と平成 17 年度と 2 回再評価を受けているということになっております。

その平成 12 年度に附帯意見、個別附帯意見が付いたという経緯がございまして、平成 12 年度についた附帯意見は、これは 1/3 ページということでよろしいでしょうか。この中段に特記事項という所がありまして、そこに平成 12 年度にどのような附帯意見が付いたのかということをご所に記載しておりますが、緊急輸送道路として極めて重要な路線ですので、早期の整備が必要だというような附帯意見が 12 年度に付いております。

こういった形の事業概要になりますが、その下のポンチ絵といいますか、そこに書いてありますが、現在、それに引き続きまして 2 期工区というものが、現在、事業展開しているという状況でございまして、 期の 2,400m 区間は現在供用済みということになります。

それでは、アンケートというか、事後評価といいますか、その概要を説明させていただきますが、1 枚めくっていただきまして、右上にページ数が書いておりますので、2/3 というページになります。

調書とアンケート結果が大量というか、ちょっと量が多いものですから、ポイントを説明させていただきます。

ポイントが赤く字が反転している所がポイントということで見ていただきたいところにもなるんですが、アンケート結果の総括といいますか、社会情勢等の変化という所に書いてありますが、8 割の方がバイパスの延伸整備が必要というような回答、今後にも期待するというような回答になりました。

この事後評価について、いわゆる定性化ではなくて定量化という部分ですが、中段の事業効果の発現状況という所があります。その上に金銭価値化が可能な効果というカ

ギカッコで囲っている所があるんですが、これはいわゆる B / C の部分です。走行時間、走行経費、走行事故減少、あとは冬期便益、防災便益、それらの便益というものはどれだけ変わりましたかというのをそこに表現しております、その他効果という中段に書いている所がありまして、走行快適性とか、歩行者の安全確保、または救急医療への貢献、これらが当初この事業効果として当初は見込んでいたんですが、なかなか金銭価値化が難しいというか、表現がしづらいというものについては、アンケートでどのような住民ニーズというか、住民意見があるだろうかというのをこちらで拾っているのがこの項目です。

例えば、一例をご紹介しますと、走行快適性の部分については、8割の方が運転負担が改善されたという意見。歩行者の安全ということについては、バイパスに交通転換がされましたので、現道の通過交通、大型車などが排除されたという観点で歩行者の安全性が改善されたという意見。

または、救急隊員の方などからは、歩行者の飛び出しを気にする必要がなくなって運転の負担が改善されたという意見。そういった意見などがよく見られました。

B / C の変化ですが、再評価を2回受けているということを先ほど申し上げましたので、そこに B / C の変遷といいますか、変化といいますか、そこを表現しておりますが、平成12年度、17年度、24年度と。これは、それぞれ計画している時の算定方法、マニュアル等が変わっていますのでちょっと変化はありますが、事後評価時としましては、地域修正係数も含めまして2.35という数値で B / C としては、かなり良い数値となっております。

そうしますと、実際のアンケート結果の方を、別紙になるんでしょうか、10枚綴りの、上に1/10、2/10というふうに書いてあるアンケート結果の方なんですが、今回の配布部数ですが、結論から言いますと491部配布する形になりました。先ほどの役場さんのご協力も得まして、個人情報などにも十分配慮しまして、配った総数が491部。回収としましては327部、割りますと回収率としては66.6%という回収率の結果になりました。

以下、円グラフ等でアンケート結果をお示ししておりますが、1つつ読み上げるには時間が足りませんので、ポイントとなりますが、ポイントは66.6%の回収に至ったアンケート結果という中でですが、1枚めくっていただきまして2/10ですか、そもそもこの追良瀬バイパスの事業はどうだったかということについてです。終わってしまった追良瀬バイパスについては、8割の方がこのバイパス整備は必要だったという回答でございます。

その中には個別意見が記載されておりますので、後でご覧になっていただければと思います。

これまでの委員の方の議論の中に住民ニーズがどれだけあるんだと。この西海岸部の住民ニーズというのはどれだけあるんだということでしたので、その意見を反映するという意味でも、右肩の3/10のページになりますが、今後の整備という所についてですが、

これは現在展開中の2期工事も含んだ意味合いの意見も多かったんですが、8割の方が延伸の整備を望んでいるという結果になりましたので、2期工事の早期展開も必要かなというところをこの辺からも感じ取ることができるかと思います。

めぐりまして4/10、5/10、6/10ページ、ここが達成度というのがページの上書いているんですが、達成度1（住民）めぐっていただきまして5/10ページですと、達成度2（観光バス会社ドライバー）要は達成度というのが、結局住民の方ですとか、バスの運転のドライバーさんですとか、運送業者のドライバーさんですとか、それぞれ感じ取る所が違うという所で、ここは質問を変えております。

住民の方ですと通勤・通学だったり、仕事で使っている人は違う視点だったりしますので、ここは意見を変えているという意味で達成度が3ページに渡っているという意味です。こちらにおいても、かなり7割、8割の方が満足いただいているという結果にはなっております。

めぐりまして7/10ページですが、これは数は十分にあるわけではないんですが、現在の状況の写真を示させていただきました。整備前、これは再評価時にも付いた写真なんですが、大型車が急カーブ、センターラインをはみ出るような状況ですとか、冬期間になると人家連担部がありますので渋滞になったりとか、そういう状況でございました。

下の方は、今現在の写真で、あまり車が走っていないんですが、極めてバイパスの方に殆ど車が転換されたという状況もございまして、車が少ないのが恐縮ですが。

めぐって8/10ページですが、これは、当時の開通された時の、もしくは開通した時の新聞記事等を抜粋させていただいております。地元が大変喜んでいただいたという写真及び記事を載せて、参考として載せさせていただいております。

次めぐっていただきますと、これは、参考までにといいますか、写真を撮影した場所の番号と場所が列挙しておりますので、旧道部及びバイパス部で撮影したという位置図的なようなこととなります。

最後の10/10ページというのは、これはB/Cの細かい算出根拠を書いております。一番下を見ていただきますと、地域修正係数を掛ける前のB/Cとしては1.56で修正係数を掛けると2.35ということになりまして、いずれも1を超えております、という結果にはなりました。

以上となります。

武山委員長：今、ざっと説明いただきましたが、ただ今の説明に対して質問とかご意見、あるいは調書、従来の形式に従って整理していただきましたが、調書をこういうふうに修正したらいいとか、何か足りないとか、そのあたりがあれば質問、コメントを含めて受けたいと思いますが。

藤田先生。

藤田委員：もう終わっちゃっていますので、事後調査ですね。今からやってくださいということも言えないんでしょうが。観光客の視点というものがちょっと欲しかったなど、

この部分が、津軽国定公園を通りますし。

私、両方新しい道路も過去の道路も通ったことがありまして、それで確かに一部は海を見るとか、白神山地を見るとかっていうことで、今回も道路は良くはなっているんですが。何か昔の方が、旧道の方がゆっくり海岸線を楽しめた記憶があるんですよ。ですから、アンケートを見ますと、確かにドライバー、交通会社ですか、住民の方は勿論必要なことなんですが、それと観光バス会社の方にもアンケートされておりますが、どうもこれ、運転手さんなり、道路を走る人の視点で見られているから凄くいいんだろうと思うんです。

ただ、ここは白神に行ったり、十二湖に行ったり、青森から、それから岩手山から十二湖を結ぶとか、というような観光客も一杯通ると思うんですね。そういったような時に、やっぱり景色の見え方とか、そういったものもできたらやってもらいたかったなと思うんですが、もう終わっちゃっているんで最初に言いましたように。

だから、今後は、こういった事後調査なり計画を作る時は、特に道路で自然公園の中を走るとか、その近くを走るといった場合は、是非、そちらの方にも気を遣っていただければと思います。

武山委員長：今日、最後の所で次年度になります。事業、リストの中から選んでいただきますが、特に今みたいに、特にこういうことにポイントをおいて事後評価をして欲しいということがあれば、一般的な項目として、例えば、観光の事業化への評価というものを入れて欲しいということでは記録の方に残しておきたいと思いますが、個別であれば更に出していただければと思います。

他にございますでしょうか。

阿波先生。

阿波委員：2点、教えていただきたいんですが。

事後評価書の中の2/3ページの資料でございまして、中ほどに参考として費用便益比の表がございまして、総費用Cですね、これが再評価時と事後評価時では、事後評価時では10億円ぐらいですかね、増えているかと思しますので、どういうふうな理由で増えたかということと、その便益の中で、特に今回2.35という値だったんですが、どの部分が大きく改善されたのか、もし分かれば、分かる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

武山委員長：道路課さん。

道路課：次回の再評価委員会の際に説明できればと思います。

この部分、すいません、何故15億増えたのかというのは、現在、把握していなかったのです。

武山委員長：これは割り増しを考えているからじゃないんですか。

実際の費用は10/10ページですかね。実際の費用は書いてないか。事業が終わるごとに4%ずつ割り増されていって。

道路課：すいません、再評価事業調書で 1/3 ページの所に実際の総事業費、最終実績として 38 億、当初着手時 30 億ということになっておりますが、この B / C の費用便益算出への総費用 C、この部分についてはコストを均一化してやるためにデフレだとか掛けますけども、その影響でこういうふうになっているということで、評価時点によって動くということがございます。そういうことが大きく影響していると。

阿波委員：これ、便益として何を。

武山委員長：それは 10/10 ページの方になりますね。

道路課：事後評価において、再再評価時の時には、冬期便益、防災便益というものを算出していないのですが、今回、事後評価において冬期便益と防災便益を改めて載せたためにそれが増えたということです。

すいません、説明が下手で。

武山委員長：比率としては走行時間短縮って、パイパスですのでこれが大きく。あとは修正費用便益ということでやると、冬期便益等が、防災便益もかなり、他の道路に比べると比率は低いかと思いますが、のってきているのかなという。

その他、ございませんか。

後藤委員：事後評価のアンケート結果ということで、にどういう形式でとられますかということも以前の委員会でも質問させていただいて結果を見させていただいたんですが、最初のご説明では、地域住民のニーズを広く拾うということで、回収率の問題もあると思うのですが、町内会を通じてお願いして回収したと。

そこでの住民の中に住民と主要観光施設の従業員、ここの位置付けですが、これは地域住民に含めるという形で選定する時の前提だったのかということだと思うんですが。ただ、この事業者というふうに分けていらっちゃって、住民と事業者ですね、回収数はトータルとして 327 ということで、内訳は示されていないんですが。アンケート結果を見ると、おそらく職業と住まいの所で事業者の設問項目対象外となっておりますので、この 252 という数が住民に対する回収の合計という形で見ていいのですか。

質問は何点かあるんですが、それを確認させていただいてよろしいでしょうか。

道路課：この住まいという所ですよ。

後藤委員：住まいではなくて、アンケートそのものが全体で 491 配布、直接配布 379 というのが、アンケートの設計としては住民対象、住民に対する配布数の合計値ですよ。これに対する回収数というものが明確に報告書では出されていないので、おそらく今、挙げました職業と住まいという所を見ると、事業者には設問対象外となっていますよね。その合計値を住民の数値と見ていいのですか。

道路課：はい、そのとおりでございます。

後藤委員：そういう形で続けて見た場合に、先ほど、アンケート結果、一番ポイントになる所を赤字になっています、ということで必要性であるとか、必要度であるとか、改善点であるというところの赤い字の所が、結果としてはポイントだというご説明だった

と思うのですが。

ここでは事業者と住民を分けずにトータルで数値を、合計値で評価されていると思うのですが、一方で後ろの方の達成時に関しては分けていらっしゃいますよね。勿論、視点は違うと思いますが、この辺の評価結果を、アンケートが終わっているので設計の段階でどのように設計されたかということと関わってきますが、今後の事後評価に活かしていただきたいと思うのですが。やはり、こういうふうに設定する時に分けるのであれば、何故事業者と分けるのか。

当初は地域住民にニーズを広く拾うということで、300部ぐらいを配布の目安としてということで、回収率を考えてもしかしたら最初の配布数を増やされたのかもしれないんですけども、事業者と住民では、明らかに必要性であるとか、改善して欲しいという所のニーズが異なると思うのですが。そこを一緒にして集計してしまっているの、場合によっては恣意的にここを高く数値を取るためにという見方もできると思いますので、その辺、ちょっと気を付けられた方がいいかなと思ったんですが。

道路課：今後の参考にさせていただきます。

武山委員長：これは、アンケートの実施時期、いつになりますか。

道路課：今年の、配布された人の時間差もあると思いますが、6月くらいから、6月末にお願いに行っている経緯がありますので、実際配布されたのは7月くらいからの可能性があります。7月一杯くらいです。

武山委員長：いずれにしても、年度が改まってからということですよ。ですので、次年度については、例えば、事前にアンケート内容をこの委員会に出してもらう、そういうことは可能ですかね。それは事務局の方かな。そういう要望があるのかどうかというのがありますが。

事務局：項目自体は、もう既に設計済みになっていましたので、あとそれに付加するものがあるかないか、その都度あると思うんですが。

武山委員長：先ほどの藤田先生の意見も、最初の段階でやらないと、今もう終わっちゃっているよ、ということになりますので、ある程度、どういうポイントにおいて行うということを何か事前にチェックというか、させてもらった方がいいのかなという感じが、今の意見も含めてですね。それは次年度以降ですが、検討いただければと思います。

他に、松富先生。

松富委員：また小さなことなんですが、これは3/10ページでしょうか、今後の整備についてという所ですが、ひょっとしたらもう既にそういったアンケートのやり方をやっているのかもしれませんが、ここを達成度のように何か2つぐらい少なくとも分けたいのではないかなと思っております。

というのは、1つは日本全体というか、青森県だけでも構わないんですけども、財政事情を考えた上で、いわゆる今後も必要と思うか、思わないか。あるいは、もう一切財政のことは考えずに必要と思うか、必要でないと思うか、その2つぐらいに分けるとい

いのではないかなと思いました。

と言いますのは、地元ですから、もし自分達に何の負担もないというのであれば、作って欲しいですか？と言えば、やっぱり作って欲しいと言うに決まっていると思うんですね。そういう意味で、何か最低限、そのあたりを分けた方がいいのかなと思いました。もう既にそういうのをやっているのかもしれませんが、いかがでしょうか、少しご検討いただければと思います。

武山委員長：よろしいですかね。何かコメントあれば。

事務局：アンケートの項目をどういうふうにしていこうかということ、特にどういったことを聞きたいかといったことも含めて委員の皆様から意見を伺っていきたいと思っております。

あと、制度設計に関わる項目を細かくどうしていくかというのは、今後、検討させていただければと思います。

武山委員長：なかなか財政事情を考えたり、あるいは他事業等を考えてというあたりが非常に難しい点にはなってくるかと思いますが。

他に。

長利委員：このアンケート、先ほどから出ているんですが、目的といいますか、例えば観光客のための、そもそもバイパスの目的にも関わってくるんですけども、今回、この追良瀬バイパスを地域住民、アンケート先もあるんですが、よく分からないのは、このアンケートのポイントというか、目的は何だったのかなと。何のためにやったのかなと。

それで何をもちって評価したのか、一般的な、よく住民のニーズというお話もありましたけども、まずこのポイント、何を明らかにするためのアンケートだったのかなというのが、まずあった上で、こういう中身も決まってくるのかなと思うんですが、ちょっと見ていてよく分からないので、一般的なという話もあるんですけども、このバイパスは作ったことによって、地域住民の利用状況がどう変わったか、そういう話もあってしかるべきだったのかなと思うんですが、まずこのアンケートの目的、ポイントは何だったのか。この結果、何を明らかにしたかったのかをまず説明の中にあっていいのかなと思いました。

武山委員長：そのあたり追加で説明があれば、課長さんの方から。

道路課：事後評価については、いろいろなやり方というものがあるかと思いますが、我々としては、システム検討委員会等で決められました、今現在は、その内容に従ってやっています。ですので、この内容をどうするかということは、事務局の方でもう1回考えていただくのかと思っております。

武山委員長：事務局の方。

事務局：アンケートの目的自体は、先ほど、ご説明しました際に使用いたしました資料集の部分と関わってきますが、実施要綱、1ページになりますが、その第5の部分、事後評価の視点というのがありますが、それぞれこの部分について調査したいと。この

視点から単純に事業部局だけでやるのではなくてということだろうと。

ここに、それに加えてという部分、これに加えて更にという部分があるかもしれませんが、基本的にはそういうことだろうと思います。

とりあえず項目自体、どうやっているかということになれば、こちらも、今、道路課の方からもありましたが、これまでどういう項目を聞くべきか、全ての事業を毎回、1から設計するというのは、これはなかなか難しいだろうということもあったんだろうと思いますが、2、3年かけまして委員のご検討をいただいて、項目自体は定めておりました。ですので、まだこの事後評価が始まって何年も経っていません。

改めてこの視点、更に改良を加えていこうというような部分があれば、再度ご議論いただきまして改良を重ねていくというようなことはしていきたいと思います。

武山委員長：基本的には事業が住民に認識されて、本当に必要であったかどうか。あとは、あまり十分汲み取れていない部分もあるかと思いますが、環境への影響であったり、事後評価としてB/Cで計算できる部分とできない部分という中でアンケートを利用するという事になっているかと思います。

松富委員：今の件に関しまして、この青い資料の一番最初ですか、4つぐらい列挙している所がありまして、そこに選定の理由というふうにあります、その選定の理由がある程度その視点かなというふうに思っていたんですが、こういった面に反映されると理解していたんですが、そういうふうにと考えると、3番の場合は附帯意見に対する対応状況の確認ということで、アンケートの中に別に附帯意見があったのか、皆さん、知らないわけですよね。ですから、このあたりをどう処理しているのかは分かりませんが、こういうふうなものが1つの目的であるならば、そういうデータの説明の仕方といいますか、回答の導き方といいますか、そういうことも必要かなと思いました。

藤田委員：今、委員長が話された目的のほかにもう1つ付け加えたいんですが、それはここの要綱の、実施要綱の第1にある事業の効果と書いてありますね。この事業の効果というのは、公共事業の目的だろうと思うんですね。道路であれば道路事業ですし、砂防事業であれば砂防、その観点でもやっぱり先ほど委員長が言われた環境への影響とそれから住民の評価、それからB/C、そのほかにやっぱり事業、そもそもこれは何のための事業だという、道路事業の目的があって、それも今、松富委員が言われたように、この場合は観光なんて入っている1ページの所に。だから全部やってご検討いただきたい、評価いただきたいと思います。

武山委員長：アンケートについては、雛形的なものがありますね、10ページ以降、これに原則従う形で、あと補足的に別な項目があれば付け加えて実施していくんですね。ということになっているかと思います。

後藤委員：今年度の事後評価になっているのは、昨年度の審議会で既に決定されているわけですよね。その上で、事後評価のアンケートというものを確かに今年の委員会、7月に実施されていますので、その時点では、そちらの方で事後評価のアンケートが既に

出来上がっていらっしやったとは思いますが。今の主として国道の改築事業という形の国庫補助でやっていた事業が、今度は、次回の所でもう一度見直して、9番の先ほどの再評価の委員長の方でもう一度附帯意見を考えられるといった、結局、岩崎深浦線という事業と直接、密接に関わっている内容です。こういったところで事後評価の結果というものがきちんと次に引き継がれる形にならないと、事後の評価をするということの意味というものが上手く反映されていかないのではないかと。

個別に切れた事業で同じような場合にということではなくて、ここの場合は、明らかに同じ当該地区の事業ですので、ここの所をもう少し関連性を持ってというか、先ほど、藤田委員からもあったように、観光ですとか、そういった視点というものを含めてというような、あるいは、どういう形で一般的なという意味ではなくて、地域全体にどういう影響があるのか、どの指標を取るのかというところを少し慎重に設定された方が、これからまた次年度の事後評価の地区を選定する際に次年度に繋がる内容になると思いますので、改めて確認をお願いしたいと思います。

武山委員長：その他、ございますでしょうか。

私の方から、細かいですけども、事後評価の8ページで写真9というのがあって、法面、植生がありますけども、これは当初はどんな、どういう設計なんですかね、ここは。

基本的には植生のことは考えずに工事をしていたということになりますかね。

道路課：これはフリーフレーム工法というもので現場にコンクリート製の枠を造りまして、中に植生を行っております。ちょっと写真を写す時期にもよるんですけど、中は緑色にはなっていませんけども、一応、緑化はしております。

武山委員長：他にございますか。

先ほどのように、ただ今の事後評価に対して意見ということで出していきたいということで、午後また、この部位についても意見があれば再度受けたいと思いますが、基本的に、今の事後評価の説明に対する質問ということが他にあれば受けたいと思いますが、よろしいでしょうかね。

それでは、特になければ午前の部はここまでにして、午後、他の事業課の分の詳細審議と事後評価の説明を受けた上で、委員会としての意見という形でお受けしたいと思います。

よろしいですかね。

それでは、かなり時間はいつてしまうかと思いますが、午後は1時から午後の審議を開始したいと思いますので、それまで休憩ということで。

事務局の方から、お願いします。

事務局：そうすれば1時からの再開でよろしくをお願いします。

(休憩)

### 《防災対策に係る再評価調書の記載内容について》

武山委員長：多少、1時には早いですけど、全員揃っているということですので、午後の委員会を再開したいと思います。

それでは、はじめに、第2回委員会で事務局から回答があった防災対策に係る再評価調書に記載する内容についてということで報告がありますので、事務局からお願いいたします。

事務局：資料といたしまして、平成24年度公共事業再評価対象事業 災害記録及び危険箇所情報と対応状況一覧というものが配付されておりますので、お手元にご準備いただきたいのですが、A4のもので、カラーの印刷となって、赤字で書かれているものですが、よろしいでしょうか。

防災関連の事業につきまして、これまでその地区で起きている災害の記録等々を書くというようなことにしたということを前回、第2回の時にご説明いたしました。その際の議論の際、より詳細といいますか、じゃ、その記録に対応してどういうことをしているのかというのを明示した方が良いのではないかというご意見がありましたので、その記載方法について、なるべく分かりやすく簡潔でというようなことも考えまして検討した結果、ここの一覧表の赤字のような形で書いていきたいと考えております。

例えば、1番の林政課の地すべり事業でございますが、これは、災害記録として昭和47年に地すべりがあったと。国道、現国道が被害を受けたということが記録としてあると。これに対応して、どういうこの事業の中で対応をしていくかと。ここでどういう対応をしていくかということ、集水ボーリング工を実施しているんだというような、具体的な対応策をここで入れていきたいということでございます。

さらに、また例でいきますと、5番の道路課の事業であれば、平成17年、落石による全面通行止めというようなことがあったと。これに対応して崩落法面に現場コンクリート法枠工を施工したというような記載をしている。それぞれこういう個別の対応をしているものについて明示して、住民等々に分かりやすく、分かるような形で記載をするということでございます。

更にめくっていただきますと、13番、河川課の河川事業でございますが、これはそもそも防災関係でやっている事業に関しましては、計画での災害想定規模といったものを記載するのは適当かなというふうに考えまして、計画確率規模を10分の1と、10年に1度という形の記載をし、ここでやっている工事がその規模に耐えうるもの、想定しているものだというものを明記するような形にさせていただいております。

様式なり記載要領等が変わるんですが、これは事務的に作業を進めていきたいと思っております。

以上です。

武山委員長：ありがとうございました。

ただ今の資料の説明について、質問とかご意見があればお受けしますが。

よろしいでしょうか。

それでは、特に質問、意見等がなければ次に移っていききたいと思います。

## (2) 詳細審議地区(道路事業以外)に係る審議及び委員会意見の決定について

武山委員長：続きまして、再評価の方ですね。午前中、道路課の分を集中的に行いましたけども、他の事業課の担当分で詳細審議に回ったものについて、午前中と同様に委員会の意見ということでまとめていききたいと思います。

午前中の道路と同じように、これまでの議論の中での問題点等まとめた資料、事務局の方で準備していただいておりますので、これは配付してもらえましたか？

4事業ですね。整理番号でいうと2番、15番、16番、18番が詳細審議ということで回っていました。これについて、同じように1件ずつ審議していききたいと思います。

### 《詳細審議(整理番号2番)》

武山委員長：それではまず、整理番号2番ですね。水産流通基盤整備事業、八戸市、八戸漁港の部分ですね。これについては、事業費が増大していたという、これは市の方の計画ですが、というところで大幅に増加。あとは、トータルとしての事業費が非常に大きい。110億という形で大きいということで、詳細審議の方に回っておりましたが、B/Cの方については増加しておりますし、全国的に重要な漁港であるということですし、評価結果の所で基本的にはAということになっておりますので継続ということで対応方針が出せますということで、委員会の意見としても、県の対応方針案どおり継続することによってさせていただきたいと思いますが、ご意見等、ございますでしょうか。

よろしいですかね。

### 《詳細審議(整理番号15番)》

武山委員長：それでは続いて、整理番号15番、急傾斜地崩壊対策事業、黒石市の長崎区域ですね。これについては、B/Cが減少といっても3を超えていますし、減少幅もあまり大きくはないということですが、一応、B/Cの評価の所がBということになっていて、詳細審議ということで回っていたかと思います。

災害対応の事業ということであって、B/Cが減少はしているけども、3.23という高い値になっておりますということで、これも県の対応方針案どおりに継続としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、県の対応方針案どおり継続としたいと思います。

### 《詳細審議(整理番号16番)》

武山委員長：続いて、整理番号16番の大間港についてですが、これは進捗状況がBとか、社会経済情勢変化がB、B/CがCとか、かなり評価としては悪くなってきているかと

思います。

最初から説明がありましたけども、状況が変わってきたというか、新型フェリーが就航することになったとか、その利用岸壁が変更になって、これまでに整備した分で足りるということを含めて、県の対応方針案としては中止ということを出されてきております。

これについては、中止の判断が妥当であるというふうに考えて、県の対応方針案どおり中止としたいと思います。よろしいでしょうか。

### 《詳細審議（整理番号 18 番）》

武山委員長：それでは、最後が 18 番、三沢の街路事業ですね。中央町金矢線ということで、これも B / C が減少ということと、事業費が大きいということで詳細審議に回ってきておりますが、これについても、B / C が減少しているといっても僅か 1.86 から 1.84 ですから、修正を加えたもので、割と高い値となっている。あるいは、修正しない B / C が 1.26 という、これも事業費が大きいですけども、街路事業ということで利用もかなり見込まれるということで、高い B / C になっているかと思えます。

ということで、これについても県の対応方針案どおり継続ということにしたいと思います。

ご意見、ございませんか。

よろしいでしょうか。

### 《質疑応答》

松富委員：整理番号 2 番ですが、これは荷捌き場で経費が大幅に増大したということでございますが、今回の震災を受けてどのぐらいの地盤沈下があったかということを確認したいことと、もしそれが結構大きいのであれば、嵩上げするとか、そういうことが入ってくるのかな？というふうに思っています、そのあたりの状況をちょっと教えていただければと思います。

武山委員長：これは、ご回答、お願いします。

漁港漁場整備課：よろしいですか。

八戸の漁港につきましては、県内の漁港につきましては沈下はございませんでしたので、そのまま原形に復旧ということでございます。

武山委員長：荷捌きというか、衛生管理の高度化という部分では、非常に金額が増えたということで。

松富委員：鳥さんが入って来ないようにというか、そういうことをしようとしているわけです。カモメの糞だとか、そういうことで衛生化を。分かりました。

ただ、そうしますと最近の雰囲気として、荷捌き場の上を避難路にするとか、避難場所にするとか、そういう考え方も若干出てきておりますが、この事業とは関係ござい

せんけども、将来的には何かそんな案があるとか、そのあたりはいかがでしょうか。

漁港漁場整備課：その辺も今後、A棟、B棟というのが今、復旧して、なおかつ造っているものもございますが、その他にC棟、D棟という荷捌きの計画もございますので、その辺は地元と協議しながら進めていきたいと思えます。

武山委員長：他によろしいでしょうか。遡っていただいてもいいですけど。よろしいですかね。

### (3) 再評価に関する意見書のとりまとめについて

武山委員長：それでは、委員会意見ということで、午前中にもお示ししましたけども、資料1に従って取りまとめの方向性ということを確認しておきたいと思えます。

文章の修文等については、次回、改めてお諮りしたいと思えます。

この委員会に諮問された内容に沿って知事宛に資料8のようなことで提出ということになります。

かがみがついて、委員の皆様の名前が入ります。更にかがみがあって、平成24年度公共事業再評価に関する意見ということで、委員会名でまとめます。

それで目次として、委員会意見を一覧にまとめて、審議経過をある程度記録的に残していくこととなります。

確認していきたいと思えますが、1ページと書いてある所をお開きください。

本年、全18事業について審議を進めてきました。それで既に対応方針案どおり継続と入っている所は、詳細審議に回さずに前の委員会で県の対応方針案どおりということを確認していただいた部分です。

それで今日、網掛けの部分ですね、道路課の事業が多かったんですが、ただ今の事業を含めて11事業について審議を進めてきました。

その結果ですが、全ての事業に対応方針案どおりということにさせていただきたいと思えます。

それで附帯意見ですけども、方向性ということで5番の夏泊公園線ですね、かなりいろいろご意見をいただきましたので、県としてのあり方、あるいは雪に対する考え方とか、災害、防災に対する配慮のあたり、これちょっと、私と事務局とで打ち合せして、全般的な、全体的な、個別ではなく、全体的な附帯意見ということでまとめさせていただければと思えます。

2番が今のですね、5番がそうですね。6番は午前中にやりましたけども対応方針案どおりとしたいと思えます。8番がこれも午前中やりましたが、計画変更ということで、対応方針案どおりですね。9番については、継続というか、委員会としては休止というか、そういう話で出されてきておりますので、県の対応方針案どおり継続とはしますが、附帯意見としまして、実質休止であるということ。早期に計画の見直しを図ってほしいということを含めた附帯意見を付けたいと思えます。

10 番については、対応方針案どおり継続ですね。11 番については、意見としては対応方針案どおり継続としますが、これも実質は休止ということで、特に町道との関わり合いとか、そのあたりを附帯意見として付けて、休止が担保されるということでまとめさせていただきたいと思います。

12 番が対応方針案どおり継続ですね。あと残りが、ただ今進めていただいた 15 番、16 番、18 番ということで、15 番は対応方針案どおり継続。16 番の大間港は対応方針案どおりで中止ですね。18 番は対応方針案どおり継続ということでまとめさせていただきたいと思います。

意見書最終案ということで、今日の意見を反映させる形で、次回の委員会で若干の修正が入るかとは思いますが、意見書最終案を示した上で、次回の委員会で附帯意見、特に附帯意見の内容についてご審議いただきたいと思います。

ということで、委員会としての再評価に対する最終案の方向性ということで決定したいと思います。

コメント等、ご意見等、よろしいでしょうか。

ただ今、まとめたとおりの方向性で意見書の取りまとめを行わせていただきたいと思います。

実質的には次回、確認いただいてご審議、お願いいたします。

#### (4) 平成 22 年度公共事業事後評価対象事業に係る委員会意見への対応状況について

武山委員長：それでは、午前中に道路課の部分については事後評価の方、1 事業済ませましたが、残りの部分について事後評価ということで入っていきたいと思います。審議に入っていきたいと思います。

まず、審議に先立って、再評価と同様に事後評価についても附帯意見なり委員会意見というものを示して、それについての対応状況ということをお尋ねしているところで、田園空間整備事業、島守盆地地区について、委員会意見への対応状況ということで報告があるということです。報告をお願いしたいと思います。

内容としては、施設の管理運営状況について報告をお願いしたいということですね。特に地域資源を生かして地域全体を博物館と見立てるといような事業ということになっていますが、そのあたりで委員会意見に対する対応状況ということで、農村整備課さんの方から資料 9 に基づいて説明をお願いいたします。

資料 9 ですね。委員会意見としては、「県の事後評価結果については、概ね異論がない。ただし、本事業により整備した田園空間が地域の生活環境や文化活動の向上、地域の活性化のため将来にわたり有効活用されるよう、地元の島守田園空間博物館運営協議会がより一層、主体的、積極的に管理運営することを期待する。なお、県においては、施設の管理運営について、適宜、その状況を公表するとともに、適切な指導助言を行っていくこと。」事後評価の中でこういうような意見を取りまとめたと。それに対する対応状

況ということで説明をお願いいたします。

農村整備課：農村整備課の高井と申します。よろしく申し上げます。

座って報告いたします。

その後の対応状況としまして、まず1つ目として県の対応でございます。

県は、管理運営の改善計画に沿った事業実施の確認や助言・指導を行ったほか、県のホームページから協議会の情報が得られるようにリンクの更新や青森県農業改良普及協会の発行する「あおもり農業」へ投稿し、田園空間整備事業の施設内容や運営協議会の活動状況等をPRし、知名度アップに努めているところでございます。

また、運営協議会の対応でございます。

運営協議会では、新たに他団体と連携したイベントを開催するなど、イベント数は平成21年度の13から平成23年度には16に増えているほか、展示内容やホームページ内容等の見直しを行っております。

さらにラジオFM青森、新聞等には情報提供、市の広報紙、協議会が作成したチラシ等によりましてイベント情報の発信強化を行うなど、田園空間博物館の知名度のアップを図るため、主体的に管理運営に努めております。

今後も運営協議会が主体的に運営管理し、本事業で整備した施設が有効利用されるよう、県は適切な助言・指導を行っていきたいと思っております。

報告については以上でございます。

武山委員長：ありがとうございました。

資料9番の2枚目以降に付いていますが、概要としてはそこにあるように、南郷の島守地域の田園空間整備事業という形で多様な事業を展開していったということです。

これは、今日の事後評価で説明がありますが、アンケートとかを取ったところ、必ずしも認知度が高くなかったと、幾つか問題点が見られたということで、最初に説明したような委員会意見を付けて答申したというようなことになっておりました。

ただ今の説明について、何か質問等があれば受けますけども。

よろしいでしょうか。

イベント等の実施も増えてきているということで、委員会の意見に対して一定程度の対応がなされてきているのかなというふうに思います。

よろしいでしょうか。

#### (5) 平成24年度事後評価結果とその審議について

武山委員長：それでは、事後評価の全体としての説明、進め方というものについては、午前中に説明がありましたので、それに従って道路課以外の事業の事後評価ということで進めていきたいと思っております。

道路課さんをお願いしたように、それぞれの担当課の方から説明をお願いしたいと思います。

1つの事業ごとにまとめて質疑応答ということを行っていきたいと思います。

青いファイルをご準備ください。

今年度、事後評価対象となっているのは、午前中に説明いただいた道路課の追良瀬バイパスですね。含めて4件ということになっています。

それでは、番号順にまず1番の農村整備課の方から一般農道整備事業、弘前市のものについてご説明をお願いいたします。

#### 《整理番号1番 一般農道整備事業/長前》

農村整備課：それでは、農村整備課農村環境整備グループの高井と申します。よろしくお祈りします。

座って説明していききたいと思います。

整理番号1番の一般農道整備事業、長前地区です。

事業主体につきましては青森県、管理主体は弘前市、国庫補助で実施しまして、負担区分は国が50、県が25、市町村が25%で実施したものでございます。

次に事業の背景、必要性でございます。

本路線は、弘前市長前地域の農地と施設間を結ぶ重要な農道ですが、幅員が狭小な砂利道のため、通作や農産物の輸送に著しく支障をきたしてきたため、本農道を整備しまして、農産物の輸送に伴う荷痛みの防止や農耕車両の大型化による輸送の合理化、さらには農耕車両の走行経費及び維持管理費の節減により、本地域農業の収益性の向上と経営の安定を図ることとしたものです。

主な事業内容は、道路工2,775.3mとなっております。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果の1つ目として品質向上効果。これは、農産物の損傷、荷痛みを防止することにより、農産物の品質向上が図られる効果です。

2つ目は走行経費節減効果。これは、農産物の生産及び輸送において、農耕車両の走行経費が節減される効果です。

3つ目は維持管理費節減効果。これは、農道の維持管理において、その費用が節減される効果です。

4つ目は一般交通等経費節減効果。これは、農業以外の一般交通において、その車両の走行経費が節減される効果です。

事業の実施経過としまして、事業着手が平成16年度で、平成19年度に事業を完了しております。

また、総事業費の当初は4億6,000万円で、最終実績、総事業費は3億7,100万円となっております。

なお、再評価及び計画変更は行っておりません。

事業概要図としまして、位置図と道路の標準断面図を載せております。赤白の線が本農道で、その両脇が受益地、緑色の線が県道となっております。

次のページに移ります。事業完了後の状況です。

社会経済情勢等の変化については、特に変化はございません。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化につきましては、総事業費の減がございました。

1つ目としましては、県道から本農道の終点部に侵入するための右折レーンの設置、これを計画しておりましたが、道路管理者との再協議により不要となったため事業費が減となったものでございます。

2つ目としまして、本農道整備にあたりまして、埋蔵文化財の調査を計画しておりましたが、調査前の試掘において遺構や遺物が発見されなかったため調査が不要となり、事業費が減となったものです。

次に事業効果の発現状況です。

本農道の受益地は、水田 23%、りんご園 73%、普通畑 4%となっており、金銭価値化が可能な効果を以下に記載しておりますが、必要性に関するアンケート調査において 93%の方がこの事業は「必要」、「おおむね必要」と回答しております。

金銭価値化が可能な効果の1つ目、品質向上効果です。本農道沿いのりんご園地等で生産される農産物は、砂利道を舗装道路に整備することにより、輸送時における農産物の損傷、荷痛みを防止する効果があり、年総効果額 1,485 万 5 千円。また、これに関連するアンケート結果として、円グラフの方にも記載しておりますが、89%の方が農産物の荷痛み防止が「達成された」、「おおむね達成された」と回答しております。

2つ目、走行経費節減効果です。幅員が狭小な砂利道を舗装道路に拡幅整備することにより、通作交通や農産物輸送における農耕車両の走行速度が速くなり、それに伴う燃料などの走行資材経費の節減や労働時間の短縮が図られる効果があり、年総効果額 694 万 7 千円。また、これに関連するアンケート結果では、94%の方が農産物の生産及び流通に係る走行時間の短縮が「達成された」、「おおむね達成された」と回答しております。

3つ目、維持管理費節減効果です。砂利道から舗装道路に整備することにより、管理者である弘前市において、補修や除雪等の維持管理費が節減となる効果があり、年総効果額 106 万 1 千円。

4つ目、一般交通等経費節減効果です。幅員が狭小な砂利道を舗装道路に拡幅整備することにより、一般交通車両の走行速度が速くなり、それに伴う走行資材経費が節減となる効果として、年総効果額 656 万 2 千円。

次にその他の効果でございますが、アンケート結果におきまして、「農業以外にも効果があった」との回答が 42%ございました。その内容として、「目的地まで行く時間が短縮された」、「観光にも効果がある」、「他の道路に繋がる点がスムーズになった」との意見がありました。

また、「りんごに道路のホコリが付かなくなり本当に良かった」、「大型機械の作業効率が悪くなった」、「大雨時、雨水が道路を流れて大変だったが解消された」との意見が出さ

れています。

参考としまして、費用便益比に関する当初計画時と今回のものを記載しております。

次に事業により整備された施設の管理状況でございます。

管理主体である弘前市に確認しましたところ、供用後から現在まで、通作や交通に支障となる管理上の問題は発生していない、と回答があり、適切な管理状況にあると判断されます。

また、アンケート結果におきましても、64%の方が管理を「適切」「おおむね適切」と回答しております。

事業実施による環境の変化でございますが、通作や収穫への影響を考慮し、受益者の意見を取り入れて工事期間を設定したことにより、りんごへのホコリの付着などの苦情もなく終了しております。

また、環境変化に関するアンケート結果では、90%の方が事業実施前と比べて「良くなった」「やや良くなった」との回答があり、「ホコリが立たなくなった」などの意見が出されております。

最後にまとめの欄でございます。

改善措置の必要性につきまして、改善点に関するアンケート結果で「改善点がある」と回答があった中で、「交差点への大きなミラーや標識の設置」ということ。それから「側溝の拡幅」の意見があったことから、管理主体である弘前市へ情報提供を行い、必要性が確認された場合は改善措置を検討していくこととします。

再度の事後評価の必要性についてです。上記の改善措置につきまして、弘前市の状況を確認しますが、事業効果の発現状況にあるとおり、全体として事業目的は達成されているものと判断し、再度の事後評価は必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点でございます。同種事業の内容、手法等のあり方の欄でございますが、アンケート結果において、「このような工事は雪の多い冬期間は避けるべき」との意見がありました。このため、整備にあたっては営農に配慮した工事期間の設定が必要となることから、計画から実施に至る各段階において住民への説明、工事に対する協力依頼をより一層強化する必要があると考えております。

次のページからは、参考資料としまして、アンケート結果、状況写真、現時点での費用対効果の算定内容を添付しております。

説明は以上でございます。

武山委員長：説明、ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明について、質問あるいは意見等があれば。あと、委員会としての事後評価に対する意見等があればお受けしたいと思います。

藤田先生。

藤田委員：このアンケートはいつ実施されたんでしょうか。

農村整備課：今年度の4月から5月に実施しております。

武山委員長：他にございますか。

松富委員：効果の所ですが、B / Cの所で、調書の1ページ目でしょうか、想定した事業効果ということで、(4)一般交通等経費節減効果というのがありますが、これは全体に占める効果のどのぐらいの割合を占めているかということなんです。

農村整備課：一般交通等経費節減効果の割合が20.9%になっております。

松富委員：これは、資料に載っていますでしょうか、それともそちらが持っておられる資料でしょうか。

農村整備課：これは、同じ資料の9ページに費用対効果分析資料というのが載っておりまして、これの2番目の表の(1)と(4)という所で一般交通等経費節減効果ということで、650、これを合計の欄で割りますと20.9%というふうになります。

松富委員：分かりました。どうもありがとうございました。

結構、大きな割合なんですね、これ。

武山委員長：よろしいでしょうか。

これは実際、交通量は測定するとか、そういうことで評価しているんですかね。

農村整備課：交通量調査というものを実施しておりますので、それを反映させているかと思えます。

武山委員長：あと、私の方からもう1点ですが、2/3ページ目の所で、参考費用便益というのがありますが、これは当初計画時がB / C 1.28 となっておりますが、これは、当初計画時に計算していたんですか、B / Cを。平成15年度の時点ということでしょうか。

農村整備課：平成15年の時のB / Cでございます。

武山委員長：既にマニュアル等があってということですか。

農村整備課：そうでございます。

武山委員長：その他、ございますでしょうか。

じゃもう1点、私の方から。

先ほどの9ページの効果という所で見ると、品質向上という所が半分程度占めているということになるかと思えますし、これはアンケートではかなり有効であったと評価いただいているのかと思えますが、これは実際出荷したものが高く買い取られたとか、そういうような数字的な情報というのは何かありますか。

農村整備課：価格が高くなったという形のものの評価は特に調査できませんが、荷痛みにつきまして、実際どのぐらいの荷痛みが発生したかというのを農家から聞き取りしましたところ、100個当たり2個から5個ぐらいということで、3%ぐらいの荷痛みが元々あったけども、今はそれが商品になって販売できるようになっているということは聞いております。

武山委員長：荷痛みがほぼ無くなったという。

農村整備課：そうでございます。

武山委員長：その他、藤田先生。

藤田委員：もう1つ、この事業、事後評価実施要綱に事後評価は次に掲げる視点から行うものとするという第5の、午前中、ちょっとお話ししたけども、最後に事業実施による環境の変化というものがあるんですが、一切、それについては述べられていないんですが、何かありますでしょうか。その観点からなされているかどうかということだけ伺いたいんですが。

武山委員長：環境の変化という観点で、事後的にどう評価しますかと。

北林農村整備課長：先生が今言われたのは、事後評価調書の3-3の事業完了後の状況の事業実施による環境の変化の所でしょうか。

藤田委員：私の頭の中ではなんですが、動植物、自然環境への影響といったようなことからちょっと伺いたかったんですが。これを見ると、環境の捉え方がちょっと違うような気がいたしまして、確かにここに環境変化ということでホコリが立たなくなったということを書いておりますが、他にないのか。特になされていないんでしょうか。

北林農村整備課長：今日はちょっと書いていないので、次回、もう一度調べた上で発表させていただくということによろしいでしょうか。

藤田委員：はい。

武山委員長：その他。

長利委員：3-3の所で、今後に向けた留意点の所で、その他の意見で住民アンケートから、このような工事は雪の多い冬期間は避けるべきとの意見があって、協力依頼を一層強化するというのは、要は冬場もやるよと、結論から言うとやるんだけども、それに当たって住民の協力が必要だと。事前の説明が必要だという結論になるんでしょうか。

結果、工事はどういうふうにしようかということになるんですか、そこの質問です。

北林農村整備課長：りんごの収穫時期とかは当然、工事は避けなければいけないというのがございまして、冬期間の工事は、できるだけ短くする努力はするのですが、冬期間にやらないと、今度はりんご農家の方にご迷惑をかけてしまうという観点がありますので、住民への説明、工事に対する協力依頼をより一層丁寧にしていく必要があるという記述になっております。

長利委員：それから、雪の多い冬期間は避けるべきというのは、これはどういう理由で避けるべきという意見が出てきたんでしょうか。

中身というか、その理由が分かりますでしょうか。

北林農村整備課長：そうですね。冬の期間に通る人なんじゃないかと思うんですけども。

武山委員長：これ実際、かなり冬期に工事を行っていたということなんですかね。そのあたりは分かりますか。

北林農村整備課長：一般的に農村整備の方は、例えば農道だけじゃなくて用水路でありますとか、排水路、ポンプ場、こういうのは農業が営まれている時にやると、休業補償とか、そういうところにもなってきますので、できるだけ、この場合は、りんごの収穫後に、行わざるを得ないという形になってくるわけでございます。

武山委員長：これは、アンケートの4ページのこのような工事は雪の多い時は避けるべきというところからまとめられたんだと思いますが、例えば、冬に工事することによって、いちいち除雪しないと工事ができないとか、そういうあたりでコスト的な問題なりというのは、どうですかね。

農村整備課：すいません、そこまで計算していないので。

武山委員長：この書き方としては、避けると言い切っているわけでもないという。

農村整備課：そうですね。やはり営農期間を避けて工事をすると。そうするとどうしても冬期間に行わざるを得ないというようなところがあるということでございます。

武山委員長：その他、ございますでしょうか。

木立委員：これは、舗装する前後に関わりなく、冬、除雪をされていたのか、参考までにお聞きしたいんですが。

農村整備課：ここの前の農道につきましては、春のりんごの枝切り前に除雪をするだけで、常時除雪する路線ではございませんでした。

武山委員長：現在は。

農村整備課：申し訳ございません。これちょっと弘前市の方に確認していませんでしたので。

武山委員長：市の方で管理していると。

農村整備課：そうです。

武山委員長：他にございませんか。阿波先生。

阿波委員：別紙の事後評価アンケート結果の1枚目の所の設問6になるんですが、「あまり利用していない」、「利用していない」、「分からない」というのが大体2割ぐらいございますよね。例えば、舗装する前は、もしかしたらもっと利用者が少なかったかもしれないですよね。その辺の状況というのは把握されて、舗装することによって、全体的なこの地区の利用状況、利用者、受益者が増えたという形、そういった統計というか資料がございましたら教えていただきたいんですが。

農村整備課：そうですね。舗装前後の利用状況の変化というのは、ちょっと把握はしておりません。

ただ、先ほども言いましたように、目的地まで行く時間が短縮されたとか、他の道路に繋がる点がスムーズになったとか、そういう意見が出ていることから、利用状況は高くなっているというふうに推測されます。

武山委員長：よろしいですか。

他にございますでしょうか。

特にないようであれば、次の事業に移っていきたいと思います。

#### 《整理番号2番 地域水産物供給基盤整備事業/青森地区》

武山委員長：それでは続いて、漁港漁場整備課さんから、地域水産物供給基盤整備事業、

青森地区についてご説明をお願いいたします。

漁港漁場整備課：漁港漁場整備課です。

整理番号 2 番をお願いいたします。

当事業は、水産基盤整備事業の地域水産物供給基盤整備事業です。

箇所名は、青森市管内の青森地区です。

事業主体と管理主体は、共に青森県となっており、国庫補助事業で実施しています。

負担区分は、国が 50%、県が 40%、市町村が 10%となっております。

事業の背景と必要性ですが、本地区は陸奥湾に面したホタテ養殖業が盛んな漁業地域ですが、地区内の 3 漁港では、岸壁などの係留施設や用地が不足している状況であり、特に用地については、漁港から離れた住宅地内などの土地を利用した非効率的な作業形態となっていたほか、宅地内でホタテの籠などの養殖資材の洗浄や保管などを行っていたことから、これに伴う悪臭やハエの発生、水質の汚濁などが周辺の生活環境に悪影響を及ぼしていました。

本事業では、これらの課題を改善し、漁業者の就労環境の向上及び漁港周辺の生活環境の改善を図るために必要な漁港施設を整備したものです。

次の主な事業内容ですが、後で平面図の方で説明いたします。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能なものとして 3 項目。その他の項目として、効果として 1 項目がありますが、これについても詳細は次のページで説明いたします。

事業の実施経過ですが、事業及び工事着手が平成 13 年度で、平成 19 年度で事業完了となっております。

公共事業評価の実施時期ですが、当初計画時では、事業期間が平成 13 年から 14 年までとなっていて、事業費は 3 億 4 千万となっております。4 回の計画変更を行っておいりましたので、3 回目の計画変更後の平成 17 年度に再評価を行ってあります。

最終実績の総事業費は、17 億 6,800 万円で、当初計画と比較して約 14 億円の増額になっています。

特記事項ですが、平成 17 年度の再評価での附帯意見はなく継続としています。

計画変更の理由と内容としては、当初計画の奥内漁港の整備は前年度までの計画期間内に未完成となりましたことから、この計画の残による計画の変更となっています。

第 1 回変更では、久栗坂漁港を追加しています。第 2 回変更では、後潟漁港を追加しており、第 3 回変更では久栗坂と後潟漁港の道路配置を変更しております。第 4 回変更では、航路の支障となる突堤を削除するとともに、ホタテの籠などの汚れの防止のために用地舗装を追加しています。

次のページの社会経済情勢等の変化ですが、事業完了後の平成 22 年の高水温の影響により、ホタテ貝の大量へい死が発生し、漁業経営などに大きな影響があったこと。

2 つ目として、漁業協同組合が事業主体となって、平成 16 年度に奥内漁港飛鳥地区に

水産物荷捌き所が整備され、漁業活動の効率化が図られたこと。

3つ目として、事業完了後の平成19年9月には、台風9号による波浪のため奥内漁港飛鳥地区や後潟漁港の防波堤が被災し、漁業活動に支障をきたしたこと。

当地区の3漁港全体の登録漁船は、計画時の平成13年には260隻ありましたが、平成22年には222隻と減少していることが挙げられます。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化についてですが、平成17年の再評価に比べ、分析の算定基礎となる利用漁船数、漁港利用者数、漁業形態が減少したことから、B/Cが減少しています。

そのうち、金銭価値化が可能な効果ですが、1つ目として、水産物生産コストの削減効果としては、物揚場や用地の整備により、陸揚げの待ち時間、漁船の係留、籠の洗浄等の労働時間が短縮されたこと。

防波堤の整備により、港内の静穏度が向上し、漁具の積み込み時間が短縮されたこと。

アンケート結果でも、漁業作業の効率化について「達成された」との回答が多くなっています。

2つ目として、漁業就業者の労働環境改善効果として、静穏度の悪さや用地の不足から、重労働や安全性などについて支障をきたしていましたが、整備により漁業就業者の快適性や安全性が向上しました。アンケート結果でも「達成された」との回答が多くなっています。

3つ目として、生命・財産保全・防御効果としては、防波堤などの外郭施設の整備によって、静穏度の悪さや越波による漁船被害及び漁具の流出被害が軽減されています。アンケート結果でも、漁船被害の軽減については「達成された」との回答が多くなっています。

金銭価値化できないその他の効果ですが、1つ目として、生活環境の改善効果として、住宅地周辺に保管していた籠等の資材を整備した用地内に整理保管することになり、悪臭やハエの発生の解消など、生活環境が改善されたことです。アンケート結果でも「良くなった」と回答した人の割合が「悪くなった」との回答を大きく上回っております。

また、計画当初の平成13年に比べ、平成22年の陸揚げ量や陸揚げ金額が右の表のとおり、いずれの漁港でも増加しています。これらをトータルした費用便益比ですが、再評価時のB/C1.88に対して、今回は1.54となっています。

なお、総費用ならびに総便益額が増加していますが、これは事業費や年間便益額が減少しているものの割引率より増加となっています。

次のページの事業により整備された施設の管理状況ですが、整備した施設の管理は、漁港管理者である県が施設の維持管理と機能保全を行い、清掃や見回りなどの日常管理が漁協に協力を依頼しています。

次に事業実施による環境の変化ですが、環境影響への配慮のうち、特に留意した配慮内容については、工事施工において低騒音、低振動、排出ガス対策型の建設機械を使用

したほか、海中にコンクリートを打設する際に汚濁防止膜を設置して水質汚濁防止に努めました。

なお、環境変化に関するアンケート結果では、周辺海岸などの自然環境について「良くなった」の割合が「悪くなった」を大きく上回っています。

歴史的、文化的環境についても同様の結果になっています。

まとめですが、改善措置の必要性として、改善点に関するアンケート結果では、「改善点がある」の割合が「改善点はない」を大きく上回っており、改善点としては、「漁港を大きくした方が良い」や「砂の堆積などを解消して欲しい」など、漁港の整備や維持管理に関する意見が多くありました。

なお、漁港の整備にあたっては、利用状況等に応じて整備しているところですが、漁業者以外の地域住民にも整備内容を周知していく必要があると考えています。

再度の事後評価の必要性としては、上記の改善措置について今後、漁港の維持管理等において適切に対応し、経過を確認していく必要があるものの、事業効果の発現状況にあるとおり、全体として事業目的はおおむね達成されているものと判断して、再度の事後評価は必要ないものと考えています。

今後に向けた留意点ですが、本事業では、漁業者のニーズに対応した漁港整備を行うため、4回の計画変更を行っていますが、今後は県が推進している「環境公共」を基に漁業者や地域住民が構成メンバーとなって設置される「地区環境公共推進協議会」において、漁港整備に対するニーズを把握し、計画に反映させる必要があります。

また、同協議会を通じて事業目的や整備内容についても随時説明していく必要があると思います。

事業評価手法の見直し点としては、アンケート実施にあたり漁港整備の直接的な効果のみでなく、漁港整備が一般県民の生活にどのように関わっているのか整理した上で、設問や配布方法の設定にあたっては工夫が必要と思われます。

同種事業の内容・手法等のあり方としては、現状において高齢者や女性にも安全で使いやすく、管理しやすい漁港施設の整備を行っていく必要があると考えます。

また、漁業経営の安定のため、水産物生産コストの削減を図っていく必要があります。

次のページの平面図について説明いたします。

まず、上の後潟漁港ですが、平面図着色の黒が既にある施設です。赤が本計画で整備した施設です。右側の係留施設である船揚場、中央部のマイナス2m物揚場、それから籠などの保管場所としての用地、道路、それらの施設の防護や港内の静穏を確保するための防波堤や護岸の整備となっています。

次に奥内漁港ですが、図下の奥内地区と次ページの上の飛鳥地区があります。概要としては、前年度までの計画残を整備するものです。うち、奥内地区は、護岸や防波堤からの越波を防ぐための嵩上げ改良、それと物揚場や背後の通路兼用の用地などの整備となっています。

次のページの飛鳥地区につきましては、物揚場の排水工とエプロン舗装、前面の停泊地の浚渫、背後の用地と道路の整備、護岸や防波堤からの越波を防ぐための嵩上げ改良や港内の静穏確保するための突堤などを整備するものです。

下の久栗坂漁港は、籠などのホタテの養殖施設、籠などの保管場所としての用地や道路の整備、漁船の大型化に伴うマイナス2 m物揚場、3 m岸壁の整備。護岸からの越波を防ぐための嵩上げ改良などを整備するものです。

別紙ですが、1ページから6ページまでがアンケート結果をグラフ化したものです。

アンケート対象は、対象3漁港の背後集落区域を対象とし、集落内の世帯を電話帳で抽出し、郵送により1,166部を配布して、351部が回収されました。回収率は30.1%となっています。

詳細につきましては、時間の関係から省略いたします。

次の7ページから14ページまでが整備前と整備後の航空写真と効果状況写真です。

15ページが今回の費用対効果分析の説明資料です。

次の16ページから18ページまでが、平成17年の再評価時の調書です。

以上で説明を終わります。

武山委員長：ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対して、田村委員。

田村委員：2点お伺いしたいと思います。

この事業は、奥内漁港であったものが、久栗坂、後潟と事業計画を変更して増えています。その3漁港を1つの事業としてやることの意味というか、それがよく分からなくて、内容を見れば明らかに、それぞれ別個の事業のように思えるんですね。

一緒にやることによって工事費が削減できるとか、何かそういう効果があって3事業があるのかなと思うと、期間とかを見れば、それも考えづらいなと。

この3漁港の事業を1事業とすることによって、B/Cなど、個々はどうなんだということが見えにくくなる。本来、これは別々の事業として評価すべきなのではないかなと。例えば、ある漁港のB/Cが1以下でも、3漁港を一緒にすることにより、1以上になることもあるわけです。

それからアンケートについて、先ほどのご説明の中で、広く県民に漁港整備がどう捉えられているかということを知りたいという趣旨でアンケートをしたというご説明でしたが、内容を見ると漁業者の方の回答は1割強ぐらいしかないわけですね。県民全体というのでも分かるけれども、やはり事業の目的を考えれば、これは漁業者のための事業であるので、直接効果がこれではやはりよく見えないのではないかと。最低でも、半々ならまだ理解もできますが、漁業者の回答が1割ちょっとしかないというのは、疑問に思いました。

以上です。

武山委員長：以上について。

漁港漁場整備課：漁港漁場整備課です。

まず1つ目の質問ですが、平成13年に、それまで漁港法というものがありませんでした。それが漁港と漁場が一体となった漁港漁場整備法というものができまして、その中で圏域という考え方、1つのまとまりですね。という考え方があります。その同じ圏域の中の漁港は、それを1つの塊として漁港と漁場、漁港と漁港、それを一体的に整備しなさいよ、ということになりまして、それに基づいてこの圏域の中の3漁港を一緒に整備しているということになりました。

2つ目の意見ですが、委員の言っていることを参考にして今後検討したいと思います。

武山委員長：追加。

田村委員：圏域という考え方は分かりましたが、実際に評価をするという時には、やはり、例えば、資料としてそれぞれ各漁港の工事のB/Cを出すとかが、そしてその3つを合わせてこうですというのと、出すとかする工夫が必要ではないでしょうか。

漁港漁場整備課：その辺についても参考にして、今後、委員の意見に応えたいと思います。

武山委員長：漁業者の比率がちょっと低いんじゃないかという話もありましたが、漁業者の数というのは。

外城漁港漁場整備課長：すいません、よろしいでしょうか。

漁港漁場整備課長です。

先ほどのアンケートの関係なんですが、別紙の事後評価アンケート結果の1ページの左下の職業なんですが、そこでは、ここの四角の1、2、3、上から4番目が漁業ということで、漁業者は48人と、全体のうちの13.7%、48人ということで、大抵は漁業者以外の方が対象になっているということでございます。

漁業者だけということになるわけですか？

武山委員長：漁船の数としては222隻に減少ということが書かれていましたが、漁業者の数というのは把握されていますか。あるいは、この場合には漁業組合員の数になるんですかね。

漁港漁場整備課：漁業者の数なんですが、組合員数の数になりますが、この地区においては大体200人ぐらいの漁業者がいます。そのうち、今回のアンケート結果では48人の方から回答をいただいたということになります。

武山委員長：全体350人中48というのは、少ないんじゃないかという委員の指摘ですが、それに対する回答はありますか。

漁港漁場整備課：それにつきましては、委員の意見、もっともだと思います。この辺は漁業者と一般の方を分ける必要があると、今、委員の意見を聞いて改めて思いましたので、今後に生かしたいと思います。

あと、補足なんですが、費用対効果分析にあたっては、漁業者、漁協を通じて漁業者から直接ヒアリングを行って、その辺で漁業者からの効果の聞き取りを行っています。

それとは別に実施要領に基づいてアンケートを実施させていただいたところで、費用対効果の分析の点において、漁業者から意見を多く聞き取っています。

武山委員長：他に。山下先生。

山下委員：この所は私の専門なので3点ぐらいいいですか。

（一点目）ちょっと、漁師には殺されちゃうかもしれないんですが、漁師にアンケートを投げると、まず回収率5%ぐらいだと思ってください。まともに構われませんから。だから、今答えられているように、本当のことを聞くのであれば、漁業系統団体（漁連など）の中の事務局だとか、その辺の所、中に入っていないと実質上は郵送法のアンケートは利かないというふうに考えていただきたい。理由がいろいろあるんですよ。

それからもう一つ、1,066部中48人、漁業者で13.7%、これはある意味では、形上はいい回収結果です。しかし、これを逆に使うと、この設定されたアンケート項目については、ちょっと定型すぎる感じがします（固定的回答を誘導するための項目のように）。

特に就労環境の改善（肉体的・精神的負荷改善）について整備効果がどう現れたかが問題。それから労働時間短縮については、もう少し細かく（項目を立てて調査を）やらないと、これは実質上、成果（整備効果）があったかどうかは分からない。こういう（調査や評価の）お手伝いはしますが、ただ（漁業現場の）実情を私も知っていますから、これについてはこれ以上掘り下げることは難しいように思います。

（二点目）それからもう1点、さっき委員が指摘された（1漁港の整備が）3漁港となったことの原因です。平成13年の事業開始の時は、（水産庁の）水産基本法（と整備事業の法的根拠となる水産基本計画）も決まっていなかった。その後は、確かに漁港法だけだったものが漁港漁場整備法に変わっていくんですが、（この3漁港の整備は）そのためにやったんじゃなくて、基本的には、ホタテの養殖業というのは、区画海面漁業といって、漁師にとっては（生産の場である）地域（海面）が、我々のような陸から見ると（生産の場である）地域が3つに分かれているように見えるんですが、使っている海面は1つなんです。（漁師は）それぞれの（漁港のある3つの場所）所に出て行って、その1つの海面、要するに「ほ場（農業の圃場）」だと思ってください。それをそれぞれ3つの漁港に属する人間（漁師）が共同で使うという、そういう特殊な生産形態が漁業にはあるんですね。

だから、1漁港を（整備して生産効率を高めて）やると他の漁港に属している人間の作業能率が物凄く低くなって、結局、農地改良の場合もたった1人のためにやるわけじゃないですよ。その地区全体のためにやりますから、インバランスが出てきちゃうわけです。そのためにこの（本委員会が評価対象とした）事業が物凄く延びちゃったんだという説明をされた方がいいと思います。

（三点目）ただ、問題があるのは、これがちょっと、北海道の人間だから言うことかもしれないんですが、陸奥湾全体の特に西側の方の蟹田だとかあそこら辺の所の、この図面を見ると分かるんですが、1線用地の使い方が今後は下手するとB/Cで叩かれると

思うんです。1線用地については、籠だとかそういうものを置いちゃいけないんですから、2線用地はいいけども、この1線用地の拡大された所、ここだけじゃないですよ、他の所も後潟だとか、奥内だとか、これだけじゃなくて、ちょっと青森さんの漁港整備の方は、ここの意味をちゃんと説明しないと、B/Cが出てこなくなりますから、そっちの方が私は危険だなと思っています。

話、ずらしてすみません。

武山委員長：その他。ございますか。

木立委員：2/3 ページの所に金銭価値化の所で水産物生産コストの削減効果2.3億ぐらいで、漁業就労者の労働環境改善効果が1千万ぐらい出ているんですが、便益を計算する時、割引現在価値って、将来の、将来何年かの便益を計算していると思うんですが、何年分、将来に足し算をしているんですか。

漁港漁場整備課：事業完了後50年で計算しています。

木立委員：アンケートに答えている人の年齢層の分布があるんですが、殆どが50歳以上ですよ。言ってもしょうがないことなのかもしれないんですけども、一応、参考までにお聞きしたいんですが。

こういった、おそらく200人の漁業者の年齢構成というのは、前回、これが話題になりましたので、出れば大体同じような数字だと思うんですが。この数字で50年間割り戻して、この便益が50年間発生するという出ている便益なわけですね。八戸港を整備するので何かというようなことは理解できるんですが、ちょっと、その辺はコメントがもしあればということですが。ただ、何年間割り戻しているのかというのは、参考までに是非お聞きしたかったんです。

武山委員長：ただ今の意見について。

山下委員：50年は長いですよ。これ、港湾基準になっちゃっているから。

漁港漁場整備課：今のマニュアルでは50年というのがありますので、やっぱりマニュアルどおりやらざるを得ないのかなと思っています。

木立委員：わかりました。

山下委員：先生がおっしゃるとおりで、私も50年というのは（大規模な工事を要する）港湾基準であると思います。（今の質疑の疑義は）要は、ちょっと誤解があると思うんですが、たかだかこれだけの面積の漁港に、何で10億も掛かるかという疑義だと思うのですが、ただ（漁港整備の場合は）水深の3乗に工事費は比例します。

見た目は防波堤も高さ1.5mぐらいしか（空中に）出なくても、水深が深いと丸ビル建てているような状態（と同じ工事規模）なんですね。そこの中に潜水夫を入れたり何とかすると、実材料費（資材費）の中の5倍から20倍ぐらい総工事費が掛かる。これは（漁港整備に関わる人間が良く使う）言い訳なんです。

ただ問題が50年の割付というのは、国の基準、国交省が決めちゃった法律なので、ただし、青森のように一種、二種という小さい漁港が必要な場合は、早く供試して、利便

がどれだけあるのかというのを15年ぐらいの間隔でやっていく方が良い。新規の場合は、そういう基準を内側（県側）に持って行ってやるという方法もあると思うんですよ。

だから単純に国交省の基準で50年（の償却期間で事業の便益を算出する）やればなんだからっていっちゃうわけだから、先生がおっしゃるとおりの疑義が出るわけで、それが実際の生産現場の実情にあった、漁業者が、例えば、後継者はこのぐらいいて、その漁港と漁場がどれだけ使えていることで生産効果は幾らだということに換算していく必要がある。これはやはり我々、我々というか、（青森県の整備事業に関わる）行政さんが持たなきゃいけない説明資料（や内容）だと思います。

武山委員長：その他、ございますでしょうか。

藤田委員：環境への影響なんですけど、3/3ページの所に、要は工事に、工事上の配慮というのが出ていました。汚濁防止膜を設置して水質の汚濁防止に努めるということ。努めたということが書いてありますが、それで実際どこまで防止できたのかといったようなことが1つ。

それから、これ、埋め立てが幾つかありますね。全ての漁港じゃないですけども。その埋め立てに対しての干潟なり藻場ですか、といったような所への自然環境への影響はどうだったかと。

それからもう1つ、海流への影響といったようなものは無かったのか、といったようなことをお聞きしたいと。

それから最後に話は違うんですが、陸奥湾ということであまり問題がないと言えるのかもしれませんが、まさに東日本大震災の問題のように、防災的な観点でも何かこういう事後評価の時は、今度は新たに1項目入れた方がいいんじゃないかという提案でございいます。

以上です。

漁港漁場整備課：まず、今の質問ですが、数値的な検証はしておりません。申し訳ありませんが。

2つ目の周りへの影響なんですけど、漁港を造ったことによって、確かに漁場は減る。藻場につきましては、当海域は砂地ですので、藻場自体はそんなにかないのかなと思っています。

ただ、ここは漂砂海岸というか、ある程度砂が動く地域でして、やっぱり漁港による右側と左側の漂砂の移動は結構見られます。

藤田委員：悪影響はなかったんでしょうかね。

影響があるという影響の意味なんですけど、要は砂浜が減っていくとか、というようなことなのか、それとも逆に溜まるようになったのかとか。いろいろ影響があると思うんですが。

漁港漁場整備課：漁港の右側と左側で、若干右側が侵食傾向、左側が堆砂傾向という、そういう傾向は、この築造前から、防波堤を伸ばす前からそういう傾向が続いていまし

て、今の事業が直接起因しているのかというのは、まだ検証できていません。

藤田委員：そういったようなことをちょっと、やはり書いていただきたいと思いますが。

漁港漁場整備課：分かりました。

武山委員長：他に。

藤田委員：防災について。

武山委員長：防災については。

漁港漁場整備課：確かに津波とか、そういう副次的な効果はあると思います。あると信じています。でも、陸奥湾自体がそんなに津波の影響が少ない地域であるというのがまず1つですね。そんなに津波高も高くないので、どれだけの効果があるのかなというのが、数値的には出ていないんですが。あると信じています。

藤田委員：津波というのは、太平洋側で起きたやつとか、日本海側で起きたやつというのがありますが、津軽海峡で起きるということは考えられないんですか。何か震源が。

漁港漁場整備課：それを今、青森県の海岸津波検討会というもので、まだ数値的に出ていませんので、今のところは何とも言えないんですが。今後、出ると思います。

長利委員：先ほどの50年、15年、蒸し返すわけではないんですが、3/3ページに今後に向けた留意点の所で、最後の所で同種事業の内容・手法等のあり方の所で、県の姿勢、これは書き方だと思うんですが、現状において漁業の担い手となっている高齢者うんぬんということが書いてありますね。

やはり、こういう事業をやる時は、農業の場合も担い手とか、今後、誰が漁業を担うのか、その人のための事業ということだろうと。そのための事業をやっているんだろうと思うので、単純に今だけの事業ではないと思いますので、この辺も、これはアンケート等、反省を踏まえて、今後の担い手となるべき若い人とか、そういう人を対象に考えるべきであるという文章に直すべきではないかと考えます。

武山委員長：他にありますか。

私からですが。アンケート結果の方を見ると、矛盾したようなことが書かれていて、なかなか追跡というのは難しいかと思うんですが、例えば、砂の堆積が減ったという意見と増えた。場所によって違うのかもしれないですし、個々人の受け止め方の違いということもあるんだと思いますけど。あるいは魚が減った、増えた、両方ありますので、このあたり、単に、アンケートのまとめとしては書いてあるというのはいいんでしょうけども、何かそれに対する評価的なものが一部必要なのかなと。こういう意見はあったけども、これが必ずしも当たらないとか。あるいは、魚介類が減ったというのと増えたという意見が両方あって、場所によって違うのかどうか。これも厳密には評価が難しい部分があるとは思いますが、トータルとしてどういうふうに評価するのかというところと。

あと、一部環境に関しては、説明的な所も我々としては気になる所なんですけど、なかなか利用者とか周辺の人にそういう視点というのであまり意見というのは書かれていな

いのかなと。そのあたりをアンケートだけに頼って環境影響のあたりを書くのはちょっと危ないのかなと思いますね。

他に、よろしいですかね。

#### 《整理番号4番 急傾斜地対策事業/浜崖区域》

武山委員長：それでは、3番目の事業は午前中に説明をいただきましたので、次、4番目ですね。整理番号4について、河川砂防課の方から説明をお願いいたします。

河川砂防課：河川砂防課でございます。

整理番号4番でございます。

急傾斜地対策事業、八戸市の浜崖でございます。

事業主体は青森県、管理主体も青森県となっております。

県単事業で実施しております。負担区分は県が80%、八戸市が20%で実施しております。

事業の背景及び必要性につきましては、浜崖区域は青森県東南部の八戸市に位置し、保全人家5戸、JR八戸線を含む崖高12mの急傾斜地でございます。

大雨による斜面の侵食が著しく崩壊もあり、大規模な急傾斜地の崩壊が予想され、人家や鉄道施設が被害を受ける恐れがあることから、急傾斜地対策工事を実施し、災害から住民の生命、財産、公共施設を守るために行っております。

主な事業内容です。

施工延長89.2m、プレキャスト法枠工603㎡、現場打吹付法枠工569㎡、連続繊維補強土工343㎡を実施しております。

想定した事業効果については、次のページで説明させていただきます。

事業の実施経過につきましては、平成14年度に事業を着手して、平成19年度に完了しております。

公共事業評価の実施につきましては、当初計画では平成14年から17年で、総事業費5,500万円で作成する予定で計画しておりましたが、事後評価時は完成が平成19年で2年間延長され、総事業費も9,400万円と増額となっております。

増額の理由は、特記事項にもありますが、事業着手後、大雨により斜面崩壊が発生し、斜面の一部が急勾配になったことから、調査費を計上し、対策工法を検討した結果、当初、全区間プレキャスト法枠工としておりましたが、現場打吹付工と連続繊維補強土工に工法が変更になったことにより、事業費が9,400万円に増額となっております。

下の方に平面図がございます。真ん中の現場打吹付法枠工の右側が連続繊維補強土工に変更となっております。

写真がございます。4枚目でございます。

上の方に全景写真がございます。左側がプレキャスト法枠工で、当初、こちらの方で全てやる予定でしたが、中央部の方の崩壊により、現場打吹付法枠工に変更しております。

す。

右側が連続繊維補強土工で施工しておりますが、こちらは勾配がやや緩く抑止力もあまり掛からないので、連続繊維補強土工で施工しております。

右側の写真、断面で真ん中辺が崩れて急勾配になっているのが分かります。

調書の方に戻っていただきます。2の事業完了後の状況でございます。

社会的経済状況の変化につきましては、近年の異常気象により局地的豪雨や地震により全国各地で毎年人的被害を伴う土砂災害が発生しており、土砂災害対策に対する社会の要請は益々高まっております。

昨年の東日本大震災や台風15号による大雨での砂防関係の被害はございませんでしたが、近隣の地区では津波や地震、大雨で多くの被害があり、住民の防災意識は高まっております。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化につきまして、総事業費が増加した要因は大雨により斜面の崩壊が発生したため、調査費を新たに計上し、工法が変更になったことにより工事費が増加したこと。

便益算定の基礎となる人家戸数などには変更はありませんが、評価基準年の見直しにより増加となっております。

下の方に費用対効果分析結果がございます。

事前評価では3.82でしたが、今回の実績では1.89に下がっております。

事業効果の発現状況につきましては、金銭価値化が可能な効果として、人家、公共施設等への直接被害防止、被害軽減効果は1億5千万となっております。急傾斜地対策の施工により、人家5戸、鉄道89mが保全されております。人命保護として、人的被害額7,300万円となっております。崖崩れ災害から人命を守るには避難することが大切ですが、いつ、どこで発生するか特定することが困難であり、対策工事を行うことで被災する可能性を軽減しております。

対策施設の効果もあり、東日本大震災、9月の台風15号の大雨でも被害はなく、事業効果があったと考えております。

工事の必要性に関するアンケート結果では、83%の人が「必要」または「おおむね必要」と回答しています。

意見としては、「大雨の安全対策として必要」、「安全性が高まれば良い」、との回答を得ております。

その他の効果として、住民の長期避難による精神的苦痛の軽減でございます。災害が発生した場合は、区域外へ長期避難する可能性が高く、長期避難による精神的苦痛が軽減されます。

安心感向上効果については、大雨や地震の際にも崖崩れ発生の不安感が軽減されます。工事を行ったことによる安全度に関するアンケートでは、70%がこの事業により安心できる地域になったと回答しております。

意見としては、「崖崩れの恐れがなくなった」、「東日本大震災の地震でも被害がなかった」、「天災は予想以上になる時代であり、安心しない方がいい」との回答を得ております。

事業により整備された施設の管理状況につきましては、事業を完了してから5年経過しておりますが、現在まで災害や施設の損傷もなく、斜面は安定しております。

管理状況に関するアンケート結果では、管理が「適切」または「おおむね適切」との回答が35%に対し、「適切でない」「あまり適切でない」との回答も35%ありました。

意見としては、「法面の草刈りをして欲しい」「法面の木の伐採をして欲しい」「ごみが捨てられている」等の回答がございました。

これについては、現地の状況を確認し、環境上好ましくない草木や斜面の安全上支障となる立木の伐採は速やかに対応していきたいと思っています。

事業実施による環境の変化でございます。

環境への配慮の効果発現状況につきましては、周辺の環境や景観に配慮して、法枠内の緑化をし、植生は安定しております。

その他の環境の変化につきましては、自然環境の変化に関するアンケートでは、自然環境が「良くなった」または「やや良くなった」との回答が60%ありました。

意見として、「以前はうっそうとした林で虫が多かったが、大分無くなった」「雑草などで崖が覆われて汚く見えていた」との回答を得ております。

3のまとめでございます。

改善措置の必要性につきましては、工事の改善点に関するアンケート結果では、「改善点がある」が12%で「法面の草刈り、木の伐採をして欲しい」「排水が流れないので水が溜まる」という維持管理上の意見があることから、先ほども申しましたけど、現地の状況を確認し、環境上好ましくない草木や斜面の安定上支障となる立木の伐採、側溝の補修など必要な改善措置をとる必要があり、対応していくこととしております。

最後の事後評価の必要性につきましては、上記の改善措置については、早期に適切に対応し、事業効果の発現状況にあるとおり、全体として事業目的は達成されているものと判断し、再度、事後評価は必要ないものと考えております。

今後に向けての留意点として、同事業の計画、調査のあり方につきましては、事業着手後に大雨により中間部で斜面の崩壊があり、工法が変更され、事業費の増額となっており、同種事業の調査においては入念な調査を行い、工法を選定する必要があります。

東日本大震災後、住民から高台への避難用の階段の要望がありますが、当区域では鉄道を横断して高台へ避難するため危険であり、階段は施工できませんが、他地区で必要があり、安全性に問題がない区域では、市町村と協議して整備を進めていく必要があると考えております。

アンケートの崖崩れ対策工事に関する意見、要望及び公共事業に関する意見、要望につきましては、今回、工事箇所以外も工事をして欲しいとの意見もあり、八戸市に情報

提供をし、対応をしていくこととしております。

同種事業の内容、手法のあり方につきましては、防災関係など同種事業においても整備した施設効果が持続するよう機能維持や周辺住民に配慮し、危険木等の伐採等、維持管理に努める必要があります。

近年の異常気象による降雨や地震で頻発する土砂災害から県民の生命・財産を守るハード対策は重要ですが、これには時間と費用を要します。また、想定を上回る土砂災害が発生し得ることから、ソフト対策として警戒避難体制の整備も併せて行う必要があり、整備促進に努めて参ります。

次にアンケートでございます。

アンケートの対象ですが、浜崖区域及び一連の急傾斜地となっているＪＲ八戸線陸奥湊駅から白銀駅区間約１kmの斜面周辺の世帯を対象としてお願いしております。

アンケート配布枚数は１２９部に対しまして回収が１１９部で回収率は９２％となっております。配布・回収は委託業者をお願いしております。詳細については省略させていただきます。

資料としては写真、先ほどの写真と後ろの方に費用対分析の説明資料がございます。

以上でございます。

武山委員長：ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対して質問、ご意見等があれば。

松富委員：今後の計画のあり方に少しは関係するのかなという質問をさせていただきますが。

これは初期段階で鉄道の便益が入っていますから、そのあたりに少しは投資しろとかいうふうなことを交渉されたのでしょうか。

河川砂防課：交渉はしておりません。

松富委員：やっても駄目だ。ＪＲは絶対出さないと、そういうふうに考えているわけですね。

河川砂防課：はい。今までの慣例で。

松富委員：そうですね。だから、将来のこの計画とか何かといったところで、何とかされた方がいいのではないかと。無理なことを言ってもしょうがないかもしれませんが。やっぱり受益者ですもの、これを見ると、１０％ぐらい鉄道関係ですよ。というふうに思いました。

河川砂防課：ありがとうございます。これから維持管理、斜面に立木なんかも生えているんですけど、実際、鉄道を守るためにも伐採していかなければいけないので、本当はＪＲの方にもお願いしたいところですので、話だけはしたいと思います。

武山委員長：他にございますでしょうか。

直接対象５戸ということですが、これは崖上の５戸ですね。

河川砂防課：崖下が５戸です。

武山委員長：こういう場合、人家の方に受益者負担というものを求めたりはしないんですか。

河川砂防課：維持管理は受益者負担はございません。

武山委員長：いや、工事に対して。急傾斜地の崩壊事業の中で人家の個人に負担を求めるのか。

河川砂防課：市町村から負担金はいただいております、個人でなくて。八戸市から地元負担として、市からいただいております。

武山委員長：他に、よろしいですかね。

### 《事後評価意見とりまとめ》

武山委員長：それでは、もう1回確認したいんですが、午前中説明がありました、委員会における事後調査に係る審議についてということの2枚目にあるような形で、これは昨年度のものですが、今、まとめさせていただこうかと思うんですが、若干、もうちょっと意見を出していただいた方が事務局の方も整理しやすいかなというところがありますので、4つの事業、また戻って行って、1番から4番について、ご意見があればいただきたいと思います。

昨年度の例をみると、1番のほ場整備であれば、おおむね異論がないが、後に本事業でも農地の環境保全効果など、というような意見を付けていますし、2番のため池事業についても、そこにあるような委員会としての意見というものを付けていたりということになりますけども。こういうような視点でいずれかの事業に何かご意見があれば受けたいと思いますが。

よろしいですか。

特段なければ、先ほどの意見を含めて難しいかと思いますが、事務局の方で案を作成いただいて、次回に掛けるということになるかと思いますが。

木立委員：やっぱり、さっきの漁港の話なんですけど、コメントがあった方が良いということであれば、整備された漁港を今後活用するような策を講じていきたいとか、何かそういう種類のことであってもいいのかなと。

武山委員長：それは多分、入れていくようなことになるかと思いますが。

全般的なみたいなことになるかと思いますが、後継者に対すとか、その50年、そこはなかなか難しいのかもしれませんが。

他に、道路の方も含めてあれば。

よろしいですかね。

事務局の方、難しいかと思いますが、それぞれの段階で出された意見をまとめていただいて、私と事務局の方で相談して、案という形で次回提示させていただければと思います。

来年度の箇所選定ということがありますが、10分間程度、休憩させていただきたいと

思います。

2時50分頃から再開させてください。

(休憩)

#### (6) 平成25年度事後評価対象箇所の選定について

武山委員長：皆様、戻られたようですので再開したいと思います。

先ほど、4つの事業について説明をいただきましたが、先ほどのは平成19年度に完了した89の事業の中から、昨年度の委員会で4つ選定して事後評価を行ったということです。

ただ今から来年度と話が先になりますが、来年度、同様に事後評価ということで評価する事業の方を選定していきたいと思います。

それでは、従来やっていたことを踏まえて、事務局から選定の考え方等について説明をお願いいたします。

#### 《事後評価対象箇所選定の考え方》

事務局：来年度の対象事業でございますが、午前中に若干ご説明いたしましたが、実施細目第3の3の規定に基づきまして所管部長が候補事業を選定しております。その資料が資料10になります。カラーの資料です。色づけしてあるA4横のものでございますが、こちらが平成20年度に完了した事業、全部で54ございます。それについてまとめたものです。

この54のうち、実施細目第3の3の基準に該当する部分があるもの、それにつきまして農林水産物所管の事業では、濃いブルーの所で示しているものでございます。それから県土はオレンジというふうになっておりますが、その基準というのが資料の右肩の所、少し小さいですがあります。先ほどの資料にもございましたが、1つとして再評価時に附帯意見が付されたもの。それから、イとして、次のいずれかに該当するものということで、再評価を実施した箇所。それから計画と実績の差が大きいもの。それから3つ目として、その他の理由ということで選定されているものでございます。それらが濃い色の部分、ブルーにオレンジの所です。ブルーが10事業、県土整備部分のオレンジの部分で9事業選定されております。19事業になります。

これを受けまして、20年度完了事業に関しましては、再評価時に附帯意見を付された事業はありません。そこで実施細目第3の3の方法に基づいて所管部長が選定した候補事業、資料11に抜き出したものを用意しております。

アの部分、附帯意見が付された事業は該当なしということで、イの基準で選ばれているものが11ございます。これらが最終的に所管部の方で選定候補として選んだものでございます。ここの11の事業につきましては、先ほどの資料10の中では薄い色で帯状に

長く色づけしてある部分、これが該当する事業になっております。基本的には、今、ここに挙げております9事業の中から来年度の対象事業を選定するというような、基本的なところでございました。

これらの事業につきまして、詳細については資料12で各事業課の方からご説明したいと思っております。

それではよろしくお願いたします。

#### 《選定候補の説明（整理番号 H25-1）》

林政課：それでは、農林水産部の林政課から。座っての説明をお許し願います。

林政課選定候補2件について説明いたします。

資料12、右肩の方に整理番号H25-1とあります。ご覧ください。

事業名は復旧治山事業で国庫補助事業です。

補助率は国50%、県50%、地元負担はありません。

施工箇所は十和田市大字滝沢字指久保地内です。

本地区は、平成15年8月の豪雨により山腹斜面が崩壊し、流下した土砂が二級河川後藤川に流出しました。そのまま放置しておくとも斜面が更に拡大崩壊する危険性もあり、不安定土砂が後藤川に再流出する恐れがあることから、溪流に堆積した土砂の流出を防ぐため、既設治山ダムを嵩上げた他、治山ダムを2個新設し、山腹工により山腹斜面を安定させ災害を未然に防止するものです。

事業内容は、治山ダムの嵩上げ1個、新設2個、山腹工0.27haとなっております。

想定した事業効果で金銭価値化が可能な効果としては、土砂流出による被害から公共施設等を保全する効果となります。

事業期間は当初平成18年度から20年度までの3か年での計画で、最終実績も同じく3か年となっております。

事業費は当初7,000万円から最終実績は1億3,100万円となっており、当初計画に対して87.1%増となっております。

平成19年度に計画変更をしております。この理由として、事前評価時点では山腹工の施工面積を0.10haと想定していましたが、調査測量委託の結果、崩壊斜面上部に不安定土砂が残っており、対策を要する区域が0.27haに拡大したことから、緑化工法を厚層基材吹付工から簡易吹付法砕工に変更する必要があったことから、事業費が増となったものです。

#### 《選定候補の説明（整理番号 H25-6）》

林政課：続きまして次のページ、整理番号H25-6の説明になります。

事業名は、地域防災対策総合治山事業で国庫補助事業です。

補助率は国50%、県50%、地元負担はありません。

施工箇所は三戸町大字梅内字城ノ下地区で標高120mにある城山公園の下部斜面にな

ります。

本地区は、平成 4 年、11 年、16 年の集中豪雨により山腹斜面が崩壊し、崩壊した土砂が斜面下部の人家に被害を与えました。そのまま放置しておく裸地化した斜面は更に拡大する危険性があり、人家等に被害を与える恐れがあることから、山腹工により山腹斜面を安定させ、被害を未然に防止する目的で山腹工を実施したものです。

事業内容は、山腹工 1.56ha、治山ダム 1 個となっています。

想定した事業効果で金銭価値化が可能な効果としては、土砂崩壊による被害から人家等を保全する効果となります。

事業期間は、当初、平成 12 年度から平成 15 年度までの 4 か年でしたが、最終実績では平成 20 年度までの 9 か年となっております。

事業費は当初計画時 7 億 3,500 万円でしたが、最終実績では 8 億 5,600 万円になっており、当初計画に対し 16.5% 増となっています。

選定理由として、平成 17 年度に再評価を受けていること。この時も附帯意見はなく、継続の方針となりました。

また、当初計画期間 4 か年に対し、実績では 9 か年となり、工期が 5 年以上延長されていることが選定理由となっております。

平成 14 年度に第 1 回計画変更をし、事業期間を平成 20 年度までの 9 か年としております。事業期間が延びた理由として、事業箇所の城山公園は桜の名所であり、観光客などの入込者への安全確保が必要であり、工事実施期間が制約され、年間の事業規模が抑えられているためです。

また、最終実績では事業費が増となっています。この理由として、公園の下部斜面であることから、山腹工には景観に配慮し、立木の伐採を要しないノンフレーム工法を採用しました。この工法は、斜面の凹凸に合わせて部材を組み合わせるため、材料の割り増しが多くなり、面積当たりの単価が増となったことから事業費が増となりました。

以上で林政課 2 件の説明を終わります。

## 《選定候補の説明（整理番号 H25-12）》

武山委員長：続いて。

農村整備課：農村整備課の坂本です。よろしくお願いいたします。

整理番号 12 についてご説明いたします。

事業種別、農業農村整備事業。

事業名、県営かんがい排水事業。箇所名は、福館放。市町村名は青森市、五所川原市、藤崎町の 2 市 1 町に位置しております。

管理主体は浪岡川土地改良区、五所川原市南部土地改良区です。

事業方法は国庫補助事業で、国が 50%、県が 35%、市・町が 15% です。

事業の背景と必要性ですが、本地区は津軽平野のほぼ中央東端に位置し、十川及び浪

岡川の右岸に展開する 703ha の水田地帯であります。既存の排水路は、経年変化による老朽化や不同沈下に伴う土砂の堆積で降雨時には頻繁に湛水被害を起こしているため、再整備を通じて汎用耕地化による農業経営の安定と維持管理の低減を図るものです。

主な事業内容は、排水路 5,074m。

想定した事業効果は、作物生産効果、単収の増加や転作作物の導入による作物生産量の増加効果。

次に営農経費節減効果、営農体系の変化等による営農経費の節減効果です。

そして3つ目が、維持管理費節減効果、施設の維持管理費の節減効果になります。

事業の実施経過ですが、事業着手が平成 13 年度、用地及び工事着手が平成 14 年度、事業完了が平成 20 年度となっております。

事業期間と総事業費ですが、事業期間は平成 13 年度から平成 20 年度まで。総事業費は平成 13 年度の事業着手時と平成 18 年度の再評価時は 12 億円でしたが、完了時は 11 億 3,800 万円となっております。

最後に特記事項ですが、採択後、長期継続 5 年により平成 18 年度に再評価を実施し、附帯意見はなく、評価結果は継続となっております。

以上で終わります。

#### 《選定候補の説明（整理番号 H25-20）》

農村整備課：続きまして、農村整備の 2 つ目でございます。

整理番号が 20 番です。

事業名が農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業でございます。

箇所名が切谷内地区で、市町村名は五戸町でございます。

事業方法は国庫補助事業で、負担は国 50、県 42、市町村 8 %となっております。

事業の背景・必要性でございます。

本路線は、五戸町の主要な農業地域を走る基幹農道ですが、受益地内の農道は砂利道で幅員も狭小のため、通作及び農産物の輸送に著しく支障をきたしておりました。

このため、当該路線を整備し、農産物の輸送に伴う荷痛みの防止や農耕車両の大型化による輸送の合理化。さらには、農耕車両の走行経費及び維持管理費の節減により、本地域農業の収益性の向上と経営の安定を図るものでございます。

主な事業内容は、道路工 5,376mでございます。

想定した事業項目として、1つ目として、農産物の損傷、荷痛みを防止することによる品質向上効果。2つ目は、農産物の生産及び輸送における農耕車両の走行経費節減効果。3つ目は、農道の維持管理の費用が節減される効果。4つ目としましては、農業以外の一般交通における走行経費が節減される一般交通等経費節減効果でございます。

事業の実施経過でございます。

平成 11 年度に事業着手。同年度に用地着手。そして平成 12 年度に工事着手して、平

成 20 年度に完了しております。

事業期間と総事業費についてでございます。

当初計画では、事業計画が平成 11 年度から 19 年度で、総事業費が 14 億円と。

平成 16 年度の再評価時では、事業期間が 11 年度から 19 年度、総事業費が 14 億 2,000 万円。最終実績では、事業工期が 1 年延びて平成 20 年完了、総事業費が 15 億 2,800 万円。

また、平成 17 年度には計画変更を行っており、その際の事業期間は平成 11 年度から 19 年度、総事業費が 14 億 8,500 万円ということになっております。

最後に特記事項でございますが、再評価時においての附帯意見はなく、継続の評価結果となっております。

また、計画変更の理由でございますが、地質調査により一部区間において地耐力が小さい地層が確認され、その対策に伴う事業費が増となったことによるものです。

説明は以上でございます。

#### 《選定候補の説明（整理番号 H25-30）》

武山委員長：続いて漁港漁場整備課さんから。

漁港漁場整備課：それでは、整理番号 30 番です。

事業種別は水産基盤整備事業。

事業名が地域水産物供給基盤整備事業。野辺地町の野辺地地区です。

事業主体、管理主体とも青森県です。国庫補助事業で実施しております。負担割合として、国 50%、県 40%、市町村が 10%となっております。

事業の背景と必要性ですが、本地区は陸揚げ用係船岸の不足により、陸揚げ待ち時間が発生し、漁港用地の不足により集落内への漁具の仮置きをせざるを得ないなど、作業効率が悪い状況にあったほか、狭隘な集落道や私有地を通過しなければ主要道路、県道なんです。至らないため、渋滞や事故が発生し、漁獲物の輸送等に支障をきたしていました。

本事業は、この状況を改善し、漁業活動の効率化、軽労化及び安全性を図るために係留施設、用地及び道路を整備し、水産物の安定供給と水産業の維持・振興を図るため漁場を一体的に整備したものです。

主な事業内容ですが、下の平面図、位置図と平面図を見ていただきます。

漁港整備の方は、右側の黒い方に荷捌き所があるんですが、ここでホタテと鮮魚、両方、こちらで陸揚げしていたんですが、手狭だということで、それで待ち時間が出ていましたので、鮮魚を、こちらの方をホタテにして、新しく左側の方に生鮮用の陸揚げ岸壁を造りました。下の方に斜線部分があるんですが、漁協の用地も狭いということで、こちらの方にも漁協を新設しております。

左側の方に常夜燈公園、これを造っております。

道路の黒い、真ん中の方の道路なのですが、既設の道路が直角に曲がってしまっていて、非常に危ないということで線形を変えております。

左側の道路なのですが、この辺の道路が私有地を通ってしまっていて、広い道路にしたいということで、この部分も作業しております。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果として、水産物生産コストの削減効果。2つ目として、漁業就業者の労働環境改善効果。3つ目として、生活環境への改善効果。4つ目として、漁業外産業への効果。加工ですね、加工業への効果ということです。その他の効果としてはありません。

事業の実施経過ですが、平成13年度に着手しまして、当初、用地は平成19年度、事業完了は平成20年度となっております。当初は10億5,000万円で、平成13年から平成17年までの計画でした。

第1回の計画変更では、11億1,000万円に増額になっております。計画変更と再評価は同じ年度になっております。

最終的には平成20年度までで総事業費が9億7,200万円、若干減っております。

特記事項ですが、再評価時には継続として附帯意見はありませんでした。

変更理由としては、先ほども言いましたとおり、真ん中付近の線形が直角ということで線形直し。それから、左側の方につきましても、道路法線を若干変更したという形になっています。

なお、漁場につきましては、ナマコの増殖用の漁場を作っております。

以上です。

#### 《選定候補の説明（整理番号 H25-33）》

道路課：続きまして道路課です。

整理番号 25 - 33 です。

事業種別、道路改築事業。

事業名、緊急道路建設整備事業。

箇所名、桑野木田南広森線柴田バイパスです。

事業主体、管理主体とも青森県です。

事業方法につきましては、当初、着手時において県単事業であったんですが、その後、補助採択されております。ですので、財源、負担区分につきましては、総事業費に対するそれぞれの実績ということで、国28%、青森県72%となっております。

事業の背景・必要性です。

当該工区は、幅員狭小、急カーブ及び線形不良箇所があるため、大型車のすれ違いに支障をきたしており、沿線には小学校が立地しており、現道に歩道が未設置であったため、交通安全上、危険な区間となっております。このため、円滑な車両通行と歩行者の安全確保及びつがる市中心市街地へのアクセス向上を図る目的でバイパス事業を実施

しました。

主な事業内容としまして、全体延長は1,200m、道路幅員は車道6m、先ほども話題になっておりますが、堆雪幅も含めた全幅でいきますと9.0mとなっております。

想定した事業効果、金銭価値化が可能な効果として、バイパス整備による以下の効果を挙げております。走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少、冬期間の走行速度向上。

金銭価値化できないその他の効果として、走行快適性の向上というものと歩行者の安全確保というものを挙げております。

事業実施経過であります。事業着手は平成8年度、用地着手が平成10年、工事着手が11年、事業完了は平成20年となっております。

当初、事業計画時においては、平成8年から平成22年の事業で7億700万円を見込んでおりましたが、最終実績としまして、2年ほど完了が早まり、平成8年から平成20年度、事業費につきましては、1億3,000万円ほど増えています。8億3,100万円となっております。

特記事項としまして、平成17年度に再評価を実施しております。対応方針は継続となり、個別附帯意見はございませんでした。

事業費が異なる理由ですが、現地精査による施工内容、数量の変更、ここは田園部ですので軟弱地盤等がありまして、軟弱地盤対策による追加対策工事があるため事業費増となっております。

以上でございます。

#### 《選定候補の説明（整理番号 H25-35）》

河川砂防課：続きまして整理番号 H25 - 35、河川事業でございます。

事業名が河川改良事業。箇所が下の位置図にありますように、陸奥湾の西側に面している奥内川、二級河川の奥内川でございます。

事業主体、管理主体とも青森県でございます。

事業方法は、県単独事業でございます。県が100%財源を負担しております。

事業の背景・必要性でございますが、奥内川は蛇行が著しく河積が狭小であることから、融雪や集中豪雨などによる氾濫が度々生じていました。このため人家が連担している河口からJR線までの区間において掘削築堤により流下能力を増大させる河川改良工事を行うものでございます。

主な事業内容としますと、築堤工、護岸工520m、掘削工が延長分の260mということになります。

想定した事業効果でございますが、金銭価値化が可能な効果としまして、洪水氾濫による被害の防止効果ということでございます。

事業の実施経過でございますが、事業着手が昭和60年、用地が63年、工事着手が61

年、事業完了が平成 20 年度でございますが、再評価が平成 19 年に行われまして、この時の総事業費が 5 億 8,000 万円。最終的に 5 億 8,700 万円ということの実績になっております。

特記事項でございますが、平成 19 年度に再評価して、その結果、対応方針とすれば継続、個別附帯意見がなしということになっております。

下の標準横断面図にありますように、川幅が堤間長で約 19m、以前の川幅の大体 5 倍程度に拡幅しております。

以上でございます。

#### 《選定候補の説明（整理番号 H25-40）》

河川砂防課：引き続きまして河川砂防課でございます。

整理番号 40 番でございます。

国庫補助の通常砂防事業で、深浦町の南大間沢でございます。

事業主体は青森県、管理主体も青森県となっております。

負担区分は国 50%、県 50%となっております。

事業の背景及び必要性につきましては、南大間沢は深浦町中部に位置し、保全対象として人家 16 戸、耕作地 0.5ha、J R 五能線、国道を抱える土石流危険渓流であります。当渓流では、山腹斜面表土の基盤風化が著しく崩壊地がみられ、河床には不安定土砂が厚く堆積しております。

このため豪雨時には土石流の発生により保全人家や J R 及び国道が直撃されることが懸念されるため、砂防堰堤を施工し、土石流災害を未然に防止するものであります。

主な事業内容ですが、砂防堰堤 1 基と、記入が漏れていますが、流木止め工 1 基を実施しております。

想定した事業効果につきましては、金銭価値化が可能な効果といたしまして、人家への直接被害、人命保護、そして、これも記述が漏れていますが、公共施設の鉄道・道路被害の軽減効果がございます。

その他の効果として、住民の長期避難による精神的苦痛の軽減、安心感向上効果がございます。

事業の実施経過につきましては、平成 18 年度に事業を着手して、平成 20 年度に完了しております。

公共事業評価の実施につきましては、当初計画では平成 18 年から平成 20 年度まで、総事業費 1 億 2,000 万円での予定で計画しておりましたが、今回の評価時は期間には変更はございませんが、最終実績で 1 億 6,400 万円と 37%の増になっております。

事業費が増加した理由は、特記事項にもございますが、事業着手後の詳細な現地測量により、砂防堰堤の堤長が長くなったこと。29.5mから 43mに増えております。

また、現地立木調査により、立木量が増え、立木対策施設が必要になったこと等によ

る増額であります。

補足ですが、砂防事業の全体事業費の大幅増額については、昨年度の再評価委員会におかれまして指導がございまして、当初、5,000分の1の精度の低い地形図を利用して現地調査し、概略設計で行っていることから、大幅増が生じていましたが、これを是正してダムサイト、付替え道路計画の把握など、部分的な横断測量を行うなど、精度を高めるよう指導を受けております。

これを担当者に指示し、全体計画の精度を高めて策定するよう指導しており、今後は大幅増が少なくなると思われます。

以上でございます。

### 《選定候補の説明（整理番号 H25-5）》

都市計画課：最後に整理番号 54 番、街路事業でございます。

3・4・1号浦島造道線道路改築事業でございますが、青森市の造道地内で実施した事業でございます。

本路線は、青森市野内地区を起点としまして、東部の住宅地を通り、国道4号に至る幹線道路でございます。沿線には造道小学校、青森商業高校、青森東高校、青森若葉養護学校等があり、通勤、通学路として活用されておりましたが、歩道が狭いなど、通勤、通学に支障をきたしている状況にあったことから、平成14年に事業に着手しております。

また、冬期間の雪対策として、併せて流雪溝の整備も行っております。

主な事業内容としましては、290mの区間について、幅16mに現道を拡幅工事したものでございます。流雪溝及び橋梁の拡幅工も行っております。

想定した事業効果でございますが、拡幅整備による都市交通の円滑化。自転車、歩行者の安全確保。それと流雪溝の整備による冬期の歩行者空間の確保を挙げております。

事業に関しましては、平成14年度に着工いたしまして、平成20年度に完了しております。

当初、事業計画時には、7億1,000万円の事業費を想定しておりましたが、実際には4億1,000万円ということで、42%減っております。その理由といたしまして、まず、当初、現道に架けられていました橋、昭和56年に架けられた橋でございまして、事業着手の時点で約20年ぐらい経っておりました。海岸から170mぐらいしか離れていないため、相当な塩害が危惧され、架け替えを想定しておりましたが、その後、調査した結果、ほぼ健全な状態だったため、架け替えを止めまして、現道の橋を活用し、拡幅で対応することといたしました。このことによって、1億4,700万円ほどの減になっております。

その他、用地面積、単価の精査及び補償内容の精査を行いまして、合計で3億円の事業費が減となっております。

あと、事業期間に関しましては、用地買収の難航により、計画変更で3年間延伸しましたが、実質は2年間の延伸で事業を終えております。

以上でございます。

### 《事後評価対象箇所の選定》

武山委員長：ありがとうございました。

ただ今、事務局の方から事後評価対象事業の選定の考え方について、あとは各課の方で候補として挙げていただいたもの、合計9事業について調書に基づいて説明いただいたところ です。

この中から例年でいうと4事業程度、農林水産部で2事業、県土整備部で2事業の合わせて4事業程度を選定していきたいと考えているところです。

全体としては、この横長のものにある54の事業。かなりバランス的に河川砂防課の事業が多いとか、ちょっとそのあたりが見てとれますけども。この中から各担当課の中から横に繋がっている、網掛けされている部分の9事業が、今、説明いただいたということになります。

それでは、ただ今の説明に対して質問等があればお受けしたいと思います。

田村委員。

田村委員：事業番号の7番、森林整備事業ですが、9事業の中に入っていません。選定の理由として事業費が30%以上、計画と実績の乖離が大きいという基準があるわけですが。これ、ちょっと、私の見方が間違っているかもしれませんが、事業費、計画当時は7億3,300万円が7億7,700万円になって、6億になって、結局、4億7,900万円になったというふうに見て良いのですよね。

そうすると、当初の733から479に減った割合は35%ぐらいになります。これが選定基準に該当しますが、何故7番は選定されなかったのかについて。

武山委員長：これは、一応、この網掛けは引っ掛かるよという話ではありますが、更に各課、2事業に絞って候補を挙げてください、という形になっていきますので、林政課さんの方では11番までの11事業の中から1番と6番に絞りましたと、そういうことにはなります。

田村委員：でも質問は同じです。7を何故外したのか。

林政課：増減があった場合、増の方の理由を求められるだろうということで1番の増の方を選定いたしました。

田村委員：各課から挙げる個数は決まっているんですか。

武山委員長：2つ。この調書を作成する段階で、そうですね。2個に絞っていいですよ、という話にさせてもらっています。

減額よりは、減額も問題の場合もありますが、よりやはり事業費が増大、膨らんだということを懸念して1番と6番ですね。6番は総額が大きいということと、これは増額がそれほどじゃないですけども、ということがあって選定いただいたということになります。

それで、この後、4事業程度に絞りたいと思いますが、是非、こういう観点でここをやりたいということがあれば、各課さんの方に、「どうしてこれは選んでないのか」という話と、委員としては、こういう観点でこの事業、今の9事業には含まれないけど、是非、こちらをやってもらいたいというのがあれば、そういうご意見も受けたいと思います。

資料の11の2枚目の所ですね。例年、4事業程度、バランスを考えて各課1つ程度、例外的なものもありますが。あとは、この委員会の冒頭でいろんな事業制度みたいな話をしていただきましたが、事業種別ということかというと、あまりだぶらないようにというようにことも一部考慮しつつ、続けてきたようなところがあります。

事業の中でいうと、かなりの部分は行っていますので、過去に行ったものを必ずしも省く必要はないのかなということではありますが。

全体、この54事業をながめていただいて、ここ、是非ここ、という所があれば、候補として挙げていただければと思います。

あと、質問、各担当課が来ておりますので。

阿波委員：20番。

武山委員長：20番。

阿波委員：農林関係の中では最も事業費が大きくて、再評価もされていますのでその辺も。

武山委員長：そうですかね。

阿波委員：先ほどのアンケートの事後評価の所でも1番でしたかね、同じような多分、事業目的じゃないかと思えますので、あの辺もう少し、アンケートのまとめ方とか、そういったものも含めてやってみてもおもしろいかなと思っております。ご検討ください。

武山委員長：私の方から質問ですが。

整理番号6番ですかね。これは、城山公園ですか、この公園の管理はどこが行っているんですか。

林政課：公園の管理は三戸町がやっております。

武山委員長：町がですか。所有も町ということですか。

林政課：はい。

武山委員長：これは、この工事もかなり公園に関わる部分が多いのかと思いますが、町に負担というものは求めているんですか。

林政課：町の負担金はございません。

武山委員長：その他、全体54事業の中から「ここを行なっては」ということがあれば受けたいと思いますが。

暫く眺めていいだいて、質問等があればしていただいて。

木立委員：事後評価の方法はアンケートに限られるんですか。

武山委員長：いや、限らないですね。ただし、これまででいうとあまり予算はこれには

掛けないよということで、非常にお金が掛かるような調査というものは、今のところ行なってきていないし、多分、行えないということになるかと思いますが。

ただ、環境の面で定性的でいいからもうちょっと評価して欲しいとか、そういうことがあれば、それはリクエストできるかと思いますが、あとは、事前にアンケート内容を見た上で、こういう項目を加えて欲しいとか、そのあたりはできますし。

どちらかという、アンケートでないと出せないものはアンケートに基づいてということに、全般的に認知度であったり、必要性みたいなあたりは、聞くことは聞きますけれども、アンケートによらずに評価できる所は評価して。

藤田先生の方から。

藤田委員：そのアンケートですが、できたら特に河川とか水中に関わるようなものの変更が生じている場合は、自然環境への影響というのもアンケートに加えていただければと思います。よろしくお願いします。

武山委員長：特に場所的にどことか、というのはありますか。

藤田委員：これでいきますと 30 番の野辺地の所、それと 35 番の奥内川。

山下委員：私は指久保の一番上が非常に気になっているところで、青森県さん、こういう山がちの所が多くて、治水、治山、実際やらなきゃいけないんですが、ちょっとご説明で分からないのは、ここで、例えば、この指久保をやるとすれば、下側の方にある四和防災ダムだとか、H18、H19 に造った治山ダム工の防災効果も含めて検討するというようなことになるんでしょうか。

今は単純に、山腹工の所だけの話なんですか。

武山委員長：これは、多分、そういうリクエストはできるということになると思いますが、事後評価的な。事後評価ですので、ここに限らず他事業との関連含めて、課題がなければできるとは思います、その点、どうですか、事業課の方で。

山下委員：具体的にいうと、今、この事業があくまで山腹工のためのやつをやって、どのくらい土石が止まったかということで評価になっちゃうんですが、実際にこいつをやる目的の所ですね、事業効果の部分には、下流における公共施設等を保全するとあるんですが、これは四和の防災ダム、ロックフィルダムをどうするかということに繋がっている計画だと思うんです。そういうふうに解釈していいんですか。

林政課：四和の防災ダムと後藤川への土砂流出です。後藤川に土砂が流出すると、四和の防災ダム、上流にあるダムにも当然影響があるということから、この部分を保全対象と考えているということです。

山下委員：ということは、ちょっとこれと同じようなものがこれから続発すると思いますね。集中豪雨になったら、当然、山腹がおかしくなってくるんだけど、その度に、これは住民は関係ないから、自然環境には関わるかもしれないけど、アンケートじゃないんですが、下側にある公共の、例えば、四和防災ダムって今、ネットで調べると、特殊な垂直フラットゲートを使ったような突出工ですね。要するに洪水だけを狙ったよう

な、止めるような工法になっているダムなんです。そこの中のフラットゲートをおかしくさせないためには、上から土石が来るとまずいから、それで山腹をいじるんだけど、ここだけでは止めきれないから、治山ダムを4丁使いする。3丁使いする。こういう計画になっていると思うんです。

ということは、この山腹工をいじるということの評価だけじゃなくて、この地域全体での防災、もしくは土砂崩れによる土石、そういう意味で砂防ですね。その効果があるのかどうかという評価をするのかどうか。もしそれであれば、非常におもしろいケースだなと思いますね。

武山委員長：他にありますか。

それでは、私の方で私案的に、今の意見も含めて1番の指久保と、今年とちょっと似ている所もありますけども、30番の野辺地の漁港、2年続いてですが、今年ちょっと委員の方、不満な部分があったかと思しますので30番。

あと、河川は何故か今まで、一般的な河川事業ということでやられていませんので、奥内川ですか35番。4件じゃないですけど、3事業ということで。

全体事業も減ってきていますので、というのが私の案として出したいと思いますが、これも是非ということがあれば、よろしいですか。

よろしいでしょうか。

それでは、繰り返します。1番、30番、35番、この3つの事業について来年度は事後評価を行うということでお願いしたいと思います。

全体を通じてご意見等があれば、お受けしたいと思います。

松富委員：30番が来年やるということなので、これに関連してちょっと言わせていただきます。

先ほど来、藤田先生がアンケートだけではなくて、実際の環境データということをおっしゃっていますので、もし可能でしたら、多分、このぐらいの規模になると、深淺測量、結構やられているんですね。どのぐらいの年間隔が分かりませんが、そういったものをチラッと見て、それこそ砂の付き方がどうなのかとか、そういったものを言及するとか、あるいは、場合によっては、浚渫の回数が予定よりも多いとか少ないとか、それだったらお金も掛けずに議論できそうな気がするんですね。ですから、可能でしたらということで、頭の隅に置いておいていただければと思います。

武山委員長：その他、再事業の評価も含めて、言い残したこととかがあればお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方から事務連絡等があればお願いいたします。

## 《その他》

事務局：次回の委員会でございますが、10月21日、日曜日を予定しておりました。

改めてまた、時間、場所等を連絡させていただきたいと思っております。

それから、本日のご審議の結果を踏まえて修文なりいろいろなことをするわけですが、事前に資料を配らせていただいて、その辺の打ち合わせも各委員の方とさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

武山委員長：それではクローズということによろしいですかね。

### 3 閉会

司会：長時間にわたりましてありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会したいと思います。

ありがとうございます。